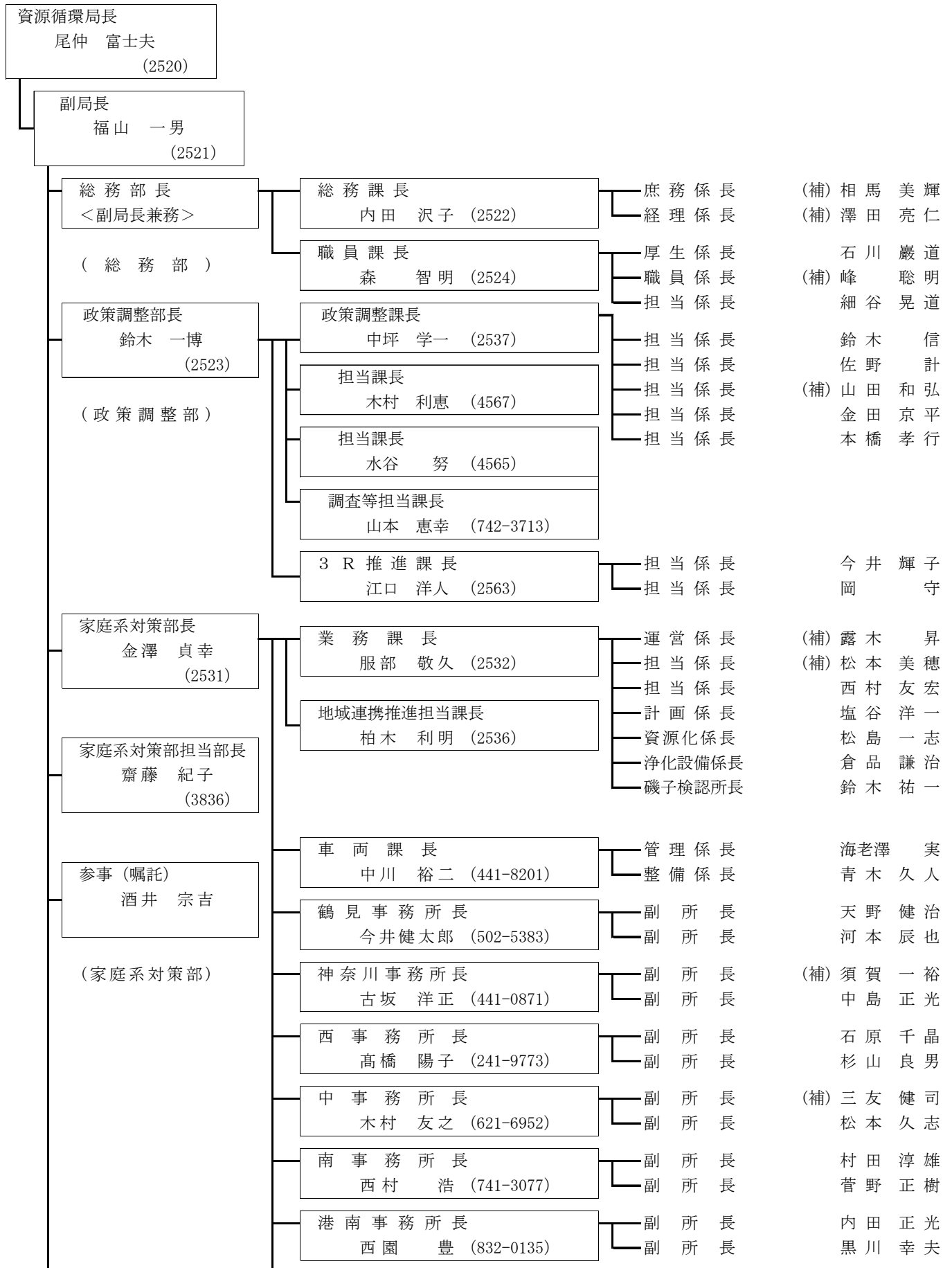
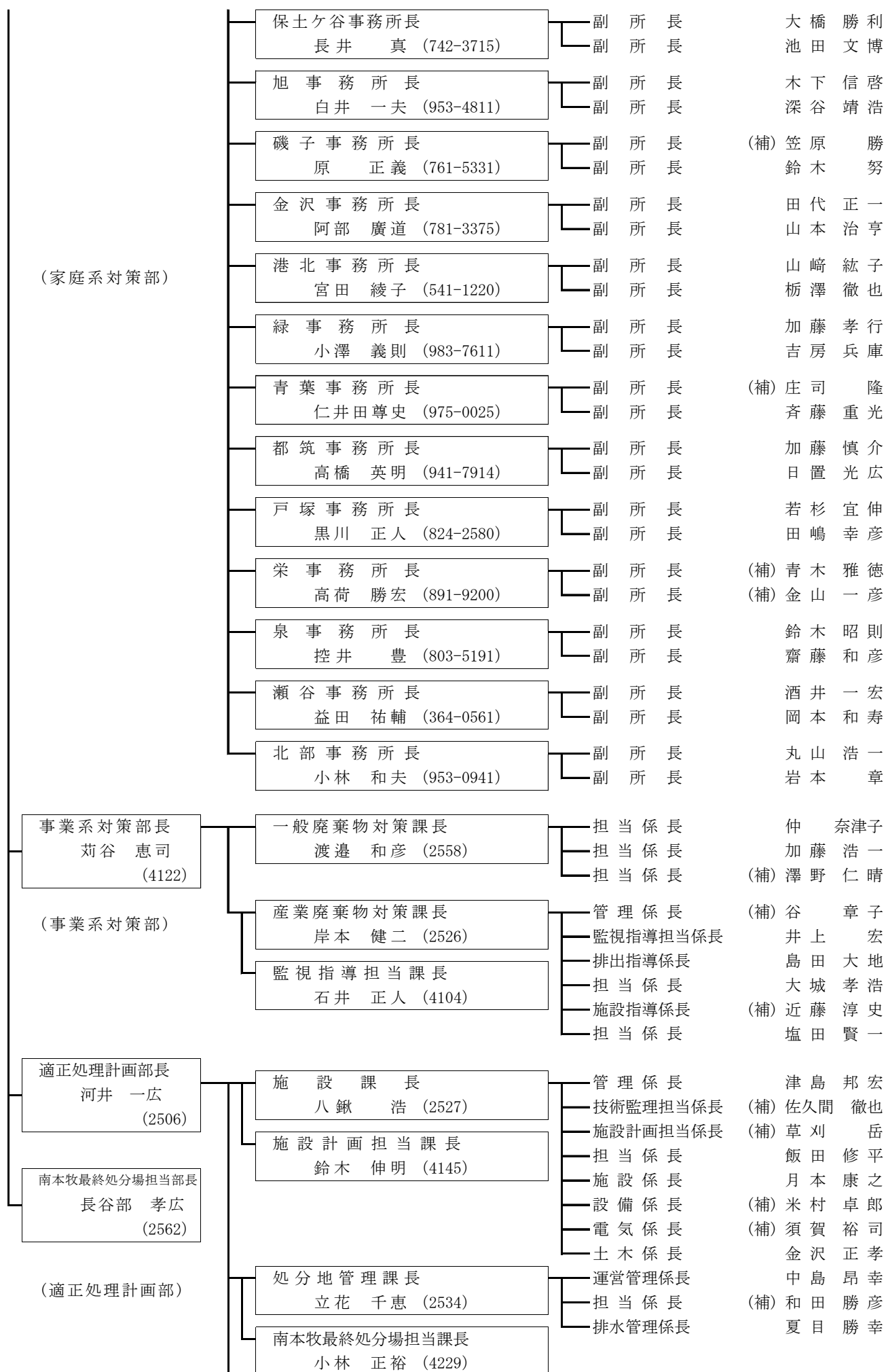


第1 機構・組織・人員及び予算

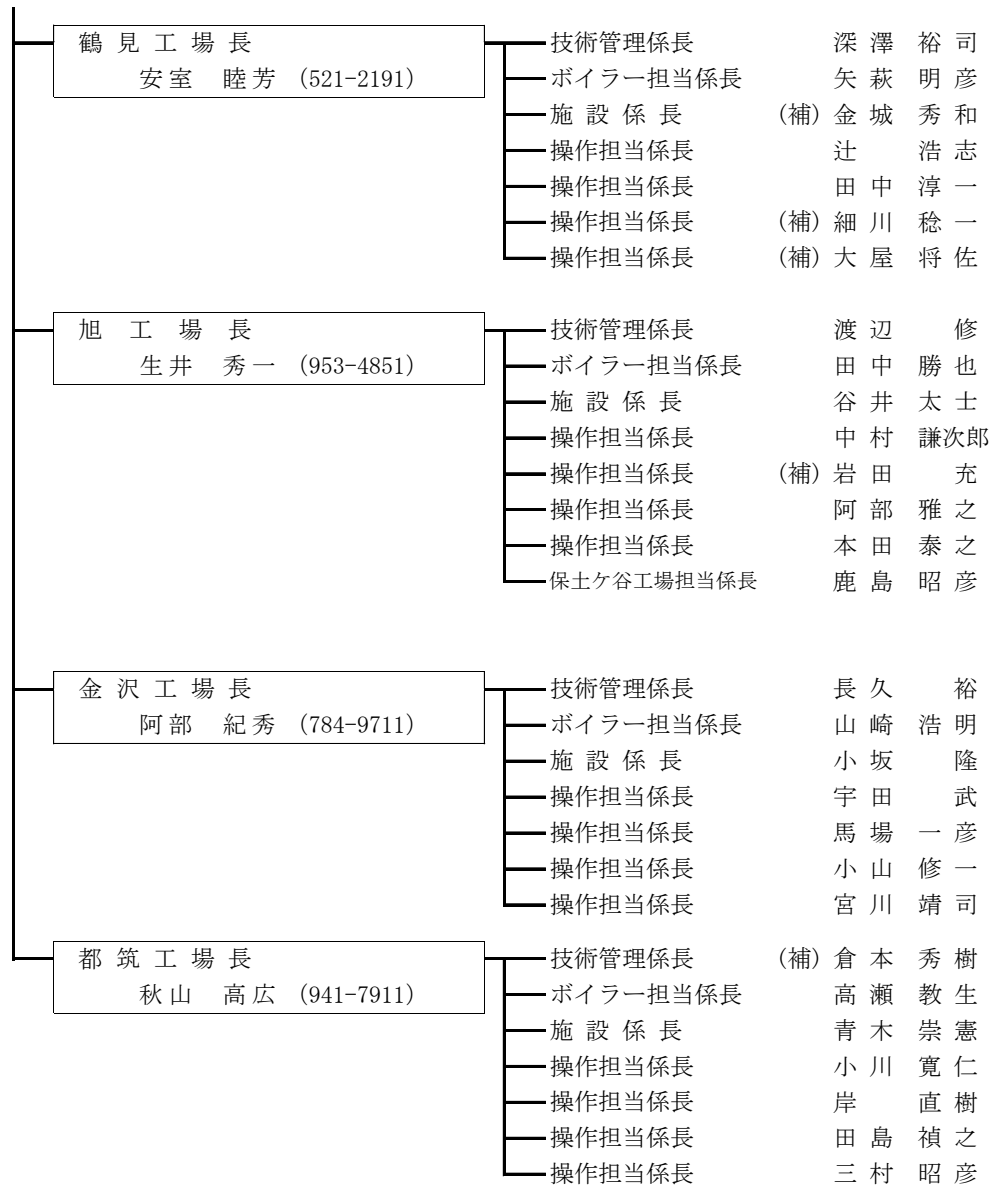
1 資源循環局機構図（平成29年5月1日時点）

（補）は課長補佐





(適正処理計画部)



公益財団法人 横浜市資源循環公社	
部長	中村 拓
公益社団法人 全国都市清掃会議	
課長補佐	舛谷 健之
環境省	
課長	荒井 昌典
課長	茶山 修一
経済産業省	
係長	森 貴史

2 資源循環局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 局の事務事業の広聴に関すること。
- 7 公益財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 8 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料等の徴収及び減免に関すること。
- 4 産業廃棄物の処分に要する費用等の徴収に関すること。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関すること。
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関すること。

職員課

厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関すること。
- 3 局所属職員の研修に関すること。
- 4 局所属職員の公務災害に関すること。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関すること。
- 6 他の係の主管に属しないこと。

職員係

- 1 局所属職員の人事に関すること。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。

政策調整部

政策調整課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関すること。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 3 局の主管する事務事業に係る施設等の利用及び活用に係る総合調整に関すること（他の部の主

管に属するものを除く)。

- 4 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関する事。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関する事。
- 6 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験、研究等及びこれらを踏まえた局の施策の推進に係る企画調整等に関する事。
- 7 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査及び指導に関する事。
- 8 廃棄物等に係る国際協力に関する事。
- 9 部内他の課の主管に属しない事。

3 R推進課

- 1 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整に関する事。
- 2 統括本部又は他局区との連携による局の施策の総合的な立案及び推進に関する事。
- 3 局の事務事業の広報に係る総合調整等に関する事。

家庭系対策部

業務課

運営係

- 1 事務所(北部事務所を除く)に関する事(他の係の主管に属するものを除く)。
- 2 輸送中継施設の運営管理に関する事。
- 3 一般廃棄物(事業系一般廃棄物を除く)の再使用及び一時保管施設の運営管理に関する事。
- 4 その他一般廃棄物の処理に関する事(他の課、係の主管に属するものを除く)。
- 5 資源集団回収の促進に関する事。
- 6 環境事業推進委員に関する事。
- 7 街の美化の推進に関する事(他の局、部の主管に属するものを除く)。
- 8 不法投棄廃棄物に関する事。
- 9 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関する事。
- 10 部内他の課、係の主管に属しない事。

計画係

- 1 一般廃棄物(し尿を除く)の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関する事。
- 2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関する事。
- 3 一般廃棄物(し尿を除く)の収集及び運搬に係る調査研究に関する事。
- 4 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関する事。

資源化係

- 1 一般廃棄物(事業系一般廃棄物を除く)の分別、再使用及び再生利用に関する事。
- 2 資源化に係る中間処理施設及び一時保管施設の運営管理に関する事。

浄化設備係

- 1 浄化槽（地域共同浄化槽を含む。以下この部中同じ）の設置に係る届出の受理及び審査並びに指導監督に関する事。
- 2 浄化槽の維持管理状況に係る報告その他浄化槽に係る届出の受理及び指導に関する事。
- 3 浄化槽の維持管理についての指導監督に関する事。
- 4 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関する事。
- 5 浄化槽関係団体の指導に関する事。
- 6 一般廃棄物（し尿に限る）の処理に係る調査研究及び実施の計画に関する事。
- 7 し尿及び浄化槽の汚泥の処分にに関する事。
- 8 公衆便所及び移動公衆便所に関する事。
- 9 北部事務所及び磯子検認所に関する事。
- 10 その他浄化槽及びし尿に関する事（他の課の主管に属するものを除く）。

磯子検認所

- 1 検認所の管理に関する事。
- 2 し尿等の輸送量の検認及び集計に関する事。
- 3 機械装置、電気設備その他付帯設備の運転操作及び維持管理に関する事。
- 4 所属職員の労務管理に関する事。
- 5 所属職員の安全衛生管理に関する事。

車両課

管理係

- 1 車両の出納に関する事。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関する事。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関する事。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関する事。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関する事。
- 6 車両の記録及び統計に関する事。
- 7 機材の保管に関する事。
- 8 他の係の主管に属しない事。

整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関する事。
- 2 機材の運用に関する事。
- 3 整備士の派遣に関する事。

事務所（北部事務所を除く）

- 1 事務所の管理に関する事。
- 2 一般廃棄物（し尿を除く）の収集、運搬の実施に関する事。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く）の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関する事。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関する事（他の事務所等に属するものを除く）。
- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関する事（他の事務所等に属するものを除く）。

- 6 道路及び河川の清掃の実施に関すること。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関すること。
- 9 廃棄物（固形状のものに限る）の工場又は一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。）への搬入に係る指示及び確認に関すること。
- 10 一般廃棄物（し尿を除く）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関すること（区役所の主管に属するものを除く）。
- 11 一般廃棄物（し尿を除く）を排出する市民及び事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る啓発及び指導に関すること。
- 12 環境事業推進委員に関すること（他の部の主管に属するものを除く）。
- 13 街の美化（区役所の主管に属するものを除く）及び不法投棄廃棄物（し尿を除く）に関すること。
- 14 諸統計等の作成及び報告に関すること。
- 15 所属職員の労務管理に関すること。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関すること。
- 19 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること（業務課の主管に属するものを除く）。

北部事務所

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関すること。
- 3 し尿の排出量の調査に関すること。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 5 公衆便所の衛生管理に関すること。
- 6 し尿の違法処理の監視に関すること。
- 7 所属職員の労務管理に関すること。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関すること。

事業系対策部

一般廃棄物対策課

- 1 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部の主管に属するものを除く）。
- 2 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部の主管に属するものを除く）。
- 3 一般廃棄物を排出する事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る指導監督に関すること。
- 4 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分に係る許可及び指導監督に関すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 部内他の課の主管に属しないこと。

産業廃棄物対策課

管理係

- 1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- 2 産業廃棄物処理関係団体に関すること。
- 3 他の係の主管に属しないこと。

排出指導係

- 1 産業廃棄物の処理に関する基本計画の立案及び調整に関すること。
- 2 産業廃棄物に関する調査研究に関すること。
- 3 産業廃棄物を排出する事業者（以下この部中「排出事業者」という。）に対する指導監督に関すること。
- 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等の受理及び指導監督に関すること。

施設指導係

- 1 産業廃棄物の中間処理及び最終処分に係る用地設定に関すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場の運営管理並びに防災及び安全対策の指導監督に関すること。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督に関すること。
- 4 産業廃棄物処理施設等の維持管理についての指導監督に関すること。
- 5 産業廃棄物処理施設に係る技術管理者の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破砕業の許可並びに指導監督に関すること。
- 7 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）に規定する特定支障除去等事業に係る工事の設計及び施行に関すること。

適正処理計画部

施設課

管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整並びに調査研究に関すること。
- 2 一般廃棄物の処理処分に係る局所管施設及び併設施設の施設配置の計画及び調整等に関すること。
- 3 局所管施設及び併設施設の工事に係る実施の計画及び調査研究に関すること。
- 4 局所管施設及び併設施設の工事に係る技術基準等の作成及び指導に関すること。
- 5 局所管施設及び併設施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 6 局所管施設及び併設施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 7 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関すること（資源化のための研究及び開発に関することを除く）。
- 8 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- 9 他の係の主管に属しないこと。

施設係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る工事の設計及び施行に関すること（他の係の主管に属するものを除く）。

設備係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関すること。

電気係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関すること。
- 2 局所管施設（電気主任が配置されている施設を除く。）に係る電気設備の維持管理に関すること。

土木係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

処分地管理課

運営管理係

- 1 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ）の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この部中「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関すること。
- 3 市設置の処分地の設定に関すること。
- 4 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む）の諸施設の維持管理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く）。
- 5 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む）の環境保全に関すること（他の局、部、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む）の跡地に関すること。
- 7 市設置の処分地に係る広報に関すること。
- 8 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む）に関すること。
- 9 他の係の主管に属しないこと。

排水管理係

- 1 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む）に係る排水の水質保全に関すること。
- 2 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む）に係る排水処理施設の維持管理に関すること。

工場

技術管理係

- 1 工場の管理に関すること（他の係の主管に属するものを除く）。
- 2 一般廃棄物の搬入計画に関すること。
- 3 残灰の搬出処分に関すること。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く）。

- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関すること。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること（部内他の課、係の主管に属するものを除く）。
- 8 焼却灰溶融設備に関すること（金沢工場に限る）。
- 9 工場見学の受入れに関すること（他の部、課の主管に属するものを除く）。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関すること（他の部、課、係の主管に属するものを除く）。
- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 3 機械及び電気設備の点検整備に関すること。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること（部内他の課、係の主管に属するものを除く）。
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関すること。
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関すること。
- 7 保土ヶ谷工場内における休止機器保全及び中継輸送施設運営管理等に関すること（旭工場に限る）。

3 所属・職種別人員表（平成29年5月1日）

所 属		職 名				職 務							種 類		計
		事 務	技 術	技 能	計	課長級以上	課長補佐 係長級	事 務		技 術	技 能				
								事 務	指 導 員		自 動 車 運 転 手 等	保 守 技 能 員 等			
総務部	総 務 課	17	1		18	3	3	12						18	
	職 員 課	15	2		17	1	6	10						17	
小 計		32	3		35	4	9	22						35	
政策調整部	政 策 調 整 課	10	26		36	5	5	6		20				36	
	3 R 推 進 課	10			10	1	2	6	1					10	
小 計		20	26		46	6	7	12	1	20				46	
家 庭 系 対 策 部	業 務 課	41	5	2	48	4	6	26	6	4	2			48	
	車 両 課	4	5	30	39	1	2	3		3		30		39	
	鶴 見 事 務 所	11		74	85	1	2	2	6		74			85	
	神 奈 川 〃	10		60	70	1	2	2	5		60			70	
	西 〃	9		33	42	1	2	1	5		33			42	
	中 〃	11		67	78	1	2	2	6		67			78	
	南 〃	10		59	69	1	2	2	5		59			69	
	港 南 〃	10		56	66	1	2	2	5		56			66	
	保 土 ヶ 谷 〃	10		52	62	1	2	2	5		52			62	
	旭 〃	11		60	71	1	2	2	6		60			71	
	磯 子 〃	9		54	63	1	2	1	5		54			63	
	金 沢 〃	10		60	70	1	2	2	5		60			70	
	港 北 〃	12		95	107	1	2	2	7		95			107	
	緑 〃	9		48	57	1	2	1	5		48			57	
	青 葉 〃	11		83	94	1	2	2	6		83			94	
	都 筑 〃	9		49	58	1	2	1	5		49			58	
	戸 塚 〃	11		65	76	1	2	2	6		65			76	
	栄 〃	9		45	54	1	2	1	5		45			54	
	泉 〃	9		44	53	1	2	1	5		44			53	
	瀬 谷 〃	8		39	47	1	2	1	4		39			47	
北 部 事 務 所	8		52	60	1	2	1	4		52			60		
磯 子 検 認 所	1	3	4	8		1	1		2		4		8		
小 計		233	13	1,131	1,377	24	47	60	106	9	1,097	34		1,377	
事業系対策部	一般廃棄物対策課	12	1		13	2	3	5	2	1				13	
	産業廃棄物対策課	14	24	1	39	2	6	9		21	1			39	
小 計		26	25	1	52	4	9	14	2	22	1			52	
適正処理計画部	施 設 課	9	39		48	3	8	7		30				48	
	処分地管理課	5	4		9	3	2	3		1				9	
	排水管理係	1	8	7	16		1	1		7		7		16	
	鶴 見 工 場	3	36	31	70	1	7	3		28		31		70	
	旭 工 場	4	40	28	72	1	8	4		31		28		72	
	金 沢 工 場	3	33	31	67	1	7	3		26		30		67	
都 筑 工 場	3	39	28	70	1	7	3		31		28		70		
小 計		28	200	124	352	10	40	24		154		124		352	
合 計		339	267	1,256	1,862	48	112	132	109	205	1,098	158		1,862	

4 平成29年度予算

平成29年度 一般会計歳入予算説明

科 目	本年度予算	前年度予算	差引増 減	説 明
	千円	千円	千円	
16款 分担金及び負担金	7,232	7,232	0	
1項 負担金	7,232	7,232	0	
4目 資源循環費負担金	7,232	7,232	0	
(1) 駅前広場清掃費負担金	7,232	7,232	0	
17款 使用料及び手数料	5,365,751	5,388,060	22,309	
2項 手数料	5,350,640	5,371,020	20,380	
7目 資源循環手数料	5,350,640	5,371,020	20,380	
(1) 一般廃棄物処理手数料	4,776,860	4,793,697	16,837	処理量の減
(2) 産業廃棄物処理手数料	572,506	576,785	4,279	
(3) 使用済自動車引取業者登録等申請手数料	1,274	538	736	
3項 証紙収入	15,111	17,040	1,929	
4目 資源循環証紙収入	15,111	17,040	1,929	
(1) 証紙収入	15,111	17,040	1,929	
18款 国庫支出金	671,447	1,104,147	432,700	
2項 国庫補助金	671,447	1,104,147	432,700	
7目 資源循環費国庫補助金	671,447	1,104,147	432,700	
(1) 工場費補助金	305,123	662,361	357,238	補助対象事業費の減
(2) 処分地費補助金	346,811	424,452	77,641	補助対象事業費の増
(3) し尿処理施設整備費補助	19,513	17,334	2,179	

科 目	本年度予算	前年度予算	差引増 減	説 明
	千円	千円	千円	
20款 財 産 収 入	156,818	157,280	462	
1項 財 産 運 用 収 入	150,903	154,182	3,279	
1目 財 産 貸 付 収 入	150,903	154,182	3,279	
(1) 土 地 貸 付 収 入	150,432	153,711	3,279	
(2) 建 物 貸 付 収 入	471	471	0	
2項 財 産 売 払 収 入	5,915	3,098	2,817	
2目 物 品 売 払 収 入	4,835	2,018	2,817	
(1) 不 用 物 品 売 払 収 入	4,835	2,018	2,817	
3目 生 産 物 売 払 収 入	1,080	1,080	0	
(1) 生 産 物 売 払 収 入	1,080	1,080	0	
21款 寄 附 金	0	11,000	11,000	
1項 寄 附 金	0	11,000	11,000	
2目 一 般 寄 附 金	0	11,000	11,000	
(1) 日 本 中 央 競 馬 会 寄 附 金	0	1,000	1,000	
(1) 横 浜 市 資 源 循 環 公 社 寄 附 金	0	10,000	10,000	寄附金の減

科 目	本年度予算	前年度予算	差引増 減	説 明
	千円	千円	千円	
24款 諸 収 入	5,682,463	6,727,667	1,045,204	
1項 延滞金、加算金 及 び 過 料	4,011	4,011	0	
1目 延 滞 金	1	1	0	
(1) 延 滞 金	1	1	0	
3目 過 料	4,010	4,010	0	
(1) 過 料	4,010	4,010	0	
3項 貸付金元利収入	940	1,020	80	
7目 資源循環費 貸付金元利収入	940	1,020	80	
(1) 一般廃棄物処理 手数料収納資金 貸付金元利収入	700	700	0	
(2) ポイ捨て・喫煙禁止 条例過料収納資金 貸付金元利収入	240	320	80	
5項 雑 入	5,677,512	6,722,636	1,045,124	
7目 資源循環費雑入	4,969,178	6,066,613	1,097,435	
(1) 施設管理収入	114,628	118,788	4,160	
(2) 資源化物売払収入	915,998	1,739,060	823,062	売払単価の減
(3) 広告料収入	1,044	1,100	56	
(4) 発電収入	3,599,002	3,821,719	222,717	売払単価の減
(5) 移動トイレ収入	230	240	10	
(6) 自動車損害賠償責任 保険金収入	301	320	19	
(7) 東京電力 ホールディングス 株式会社賠償金	337,975	385,386	47,411	放射線対策事業費の減

科 目		本年度予算	前年度予算	差引増 減	説 明
		千円	千円	千円	
14目	雑 入	708,334	656,023	52,311	
	(2) 社会保険料納付金	856	1,171	315	
	(3) そ の 他	707,478	654,852	52,626	有償入札拠出金の増
25款	市 債	2,690,000	3,711,000	1,021,000	
1項	市 債	2,690,000	3,711,000	1,021,000	
7目	資源循環債	2,690,000	3,711,000	1,021,000	
	(1) 車両管理費充当債	216,000	136,000	80,000	対象事業費の増
	(2) 工場費充当債	780,000	1,234,000	454,000	対象事業費の減
	(3) 処分地費充当債	1,623,000	2,263,000	640,000	対象事業費の増
	(4) 産業廃棄物 対策費充当債	71,000	78,000	7,000	
歳 入 合 計		14,573,711	17,106,386	2,532,675	

平成29年度 一般会計歳出予算説明

款 項 目	本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
	千円	千円	千円	千円
9 款 資 源 循 環 費	43,895,064	47,918,449	△4,023,385	
1 項 資 源 循 環 管 理 費	23,756,316	24,102,401	△346,085	
1 目 資 源 循 環 総 務 費	16,879,615	17,112,920	△233,305	職員人件費 16,595,504 一 般 職 1,780人 再任用職員 常時勤務職員 95人 短時間勤務職員 141人 一般廃棄物処理手数料徴収事業費 93,801 クリーンセンター管理費 53,625 減量・リサイクル施策推進事業費 7,369 労務関係経常費等 129,316 【増減の主な理由】 職員人件費の減
2 目 減 量 ・ リ サ イ ク ル 推 進 費	4,572,686	4,579,207	△6,521	分別・リサイクル推進事業費 1,773,140 資源選別施設運営費 1,963,502 ヨコハマ3R夢広報啓発事業費 19,324 発生抑制等推進事業費 7,092 資源集団回収促進事業費 572,707 事業系ごみ適正搬入推進事業費 39,677 分別排出推進事業費 33,975 資源化施設基幹改修費 22,316 国際協力事業費 3,566 市役所ごみゼロ推進事業費等 137,387 【増減の主な理由】 資源集団回収促進事業費の減
3 目 事 務 所 費	561,003	613,623	△52,620	事務所等運営費 406,174 事務所等補修費等 154,829 【増減の主な理由】 事務所等運営費の減
4 目 車 両 管 理 費	1,743,012	1,796,651	△53,639	車両調達費 1,241,729 車両維持管理費等 501,283 【増減の主な理由】 車両燃料費の減

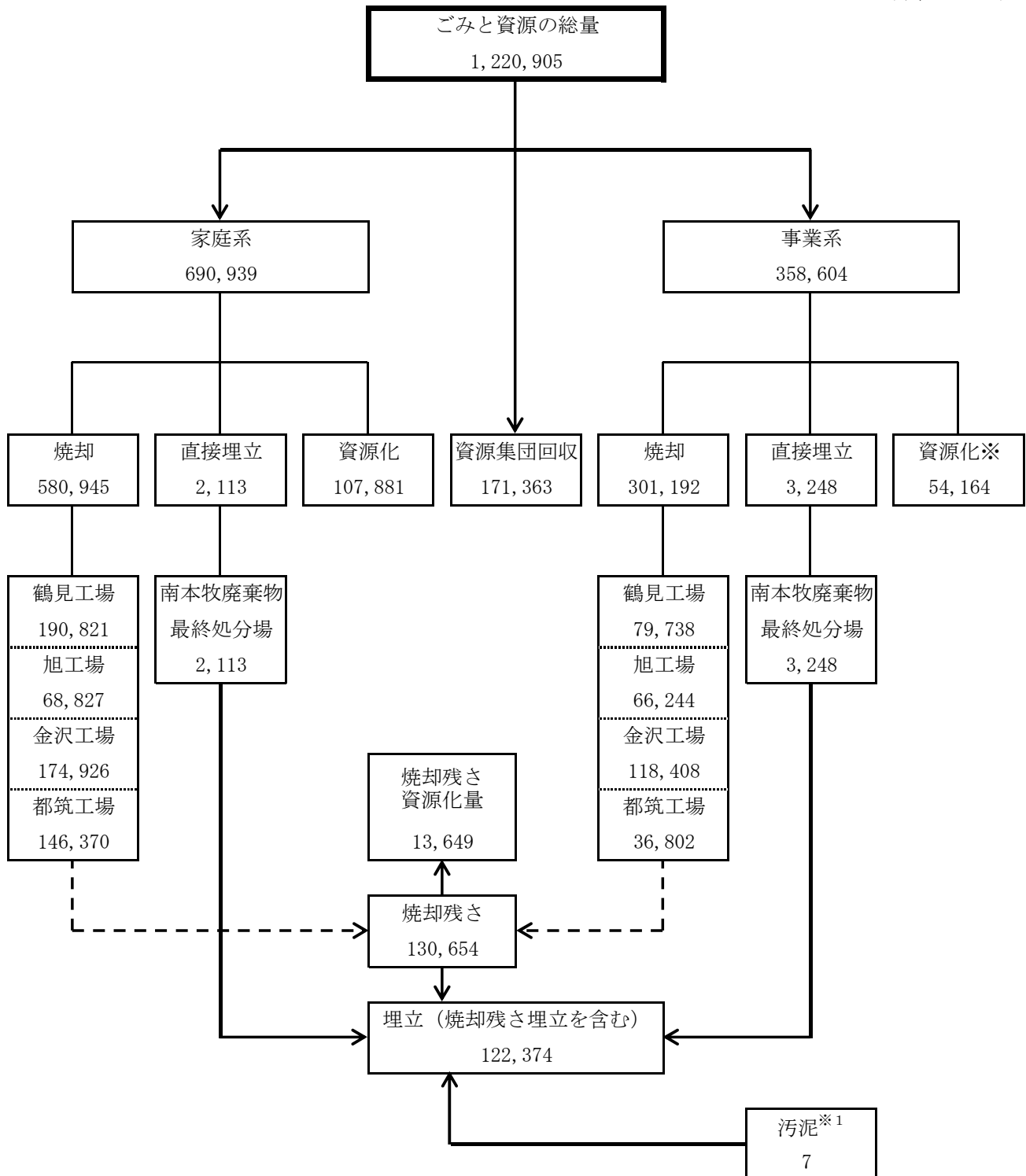
款 項 目	本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
	千円	千円	千円	千円
2 項 適正処理費	19,848,186	23,541,456	△3,693,270	
1 目 適正処理 総務費	5,009,032	4,945,753	63,279	粗大ごみ処理事業費 1,303,913 家庭ごみ収集運搬業務委託事業費 2,714,344 中継輸送業務委託事業費 637,509 クリーンタウン横浜事業費 185,686 不法投棄防止対策事業費 14,104 適正処理総務管理費等 153,476 【増減の主な理由】 粗大ごみ処理事業費の増
2 目 工 場 費	5,666,564	7,334,198	△1,667,634	工場運営費 2,376,717 工場補修費 1,751,283 焼却工場排ガス設備等整備費 122,935 金沢工場溶融施設運営事業費 20,448 焼却灰資源化事業費 43,200 都筑工場長寿命化対策事業費 1,086,658 工場環境保全調査費 6,060 施設管理費等 259,263 【増減の主な理由】 都筑工場長寿命化対策事業費の減
3 目 処 分 地 費	8,330,319	10,907,645	△2,577,326	南本牧ふ頭第5ブロック 4,230,000 既設外周護岸等負担金 南本牧埋立事業負担金 452,582 南本牧廃棄物最終処分場埋立事業費 139,235 処分地環境保全調査費 33,980 南本牧廃棄物最終処分場第2ブロック 948,932 延命化事業費 南本牧廃棄物最終処分場第5ブロック 1,052,229 排水処理施設整備事業費 南本牧廃棄物最終処分場第5ブロック 620,974 浮桟橋整備事業費 処分地管理費等 852,387 【増減の主な理由】 南本牧廃棄物最終処分場第2ブロック延命化事業費の減
4 目 産業廃棄物 対 策 費	842,271	353,860	488,411	南本牧埋立事業負担金 112,912 南本牧廃棄物最終処分場埋立事業費 96,105 不適正処理監視・指導強化事業費 20,986 P C B 適正処理推進事業費 515,969 戸塚区品濃町最終処分場対策事業費 71,422 産業廃棄物管理費等 24,877 【増減の主な理由】 P C B 適正処理推進事業費の増

款 項 目	本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
	千円	千円	千円	千円
3 項 し尿処理費	290,562	274,592	15,970	
1 目 し尿処理 総務費	196,892	199,495	△2,603	し尿処理総務管理費 91,681 公衆トイレ維持管理費 105,211 【増減の主な理由】 公衆トイレ維持管理費の減
2 目 し尿処理 施設費	93,670	75,097	18,573	磯子検認所費 22,525 磯子検認所補修費 2,010 災害対策用トイレ整備事業費 42,083 公衆トイレ整備事業費 27,052 【増減の主な理由】 公衆トイレ整備事業費の増
歳 出 合 計	43,895,064	47,918,449	△4,023,385	

第2 ごみ処理

1 平成28年度処理状況

(単位：トン)



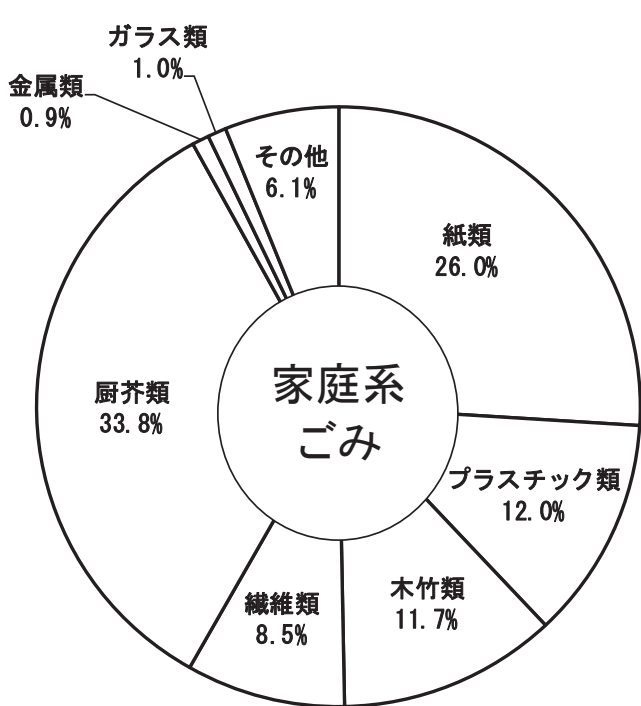
※事業系資源化量には、市外から持ち込まれたものも含まれています。

※事業系の資源化量は、学校給食および許可を受けた事業者が資源化した量です。

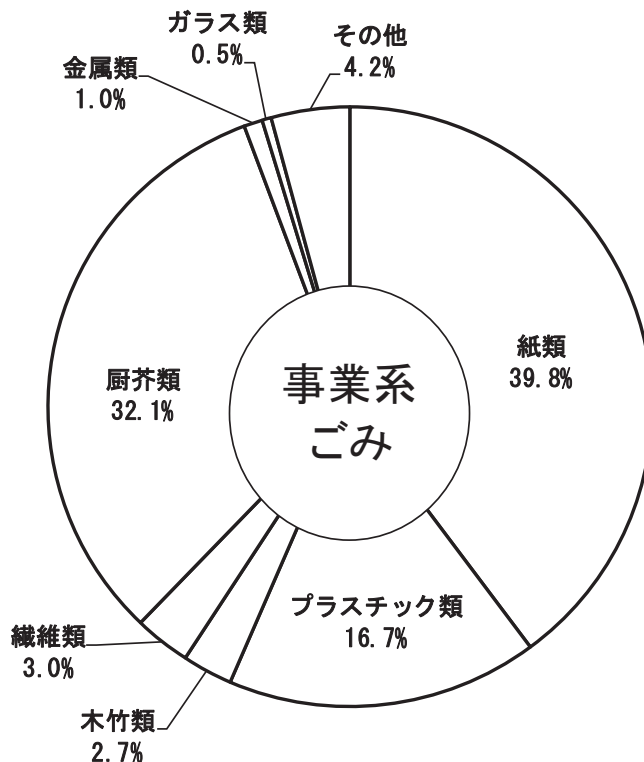
※表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

※1 アクア新橋排水処理施設から発生する汚泥をセメント固化処理したものです。

2 平成28年度ごみ組成



注)市内18区について、各区約140世帯の調査地域を設定し、年2回調査した。



注)焼却工場において、許可業者の収集車から採取し調査した。2工場で年4回調査した。

工場に搬入され焼却するすべてのごみ組成の経年変化

	紙類	プラスチック類	木竹類	繊維類	厨芥類	金属類	ガラス類	その他
平成24年度	34.1	14.1	8.0	6.4	31.2	0.8	0.6	4.8
平成25年度	35.0	13.6	7.2	6.1	32.0	0.7	0.6	4.8
平成26年度	35.3	13.5	6.8	5.8	32.3	0.7	0.6	5.0
平成27年度	33.1	13.2	8.3	7.4	32.1	0.7	0.6	4.7
平成28年度	33.9	14.4	8.0	7.4	29.3	0.7	0.9	5.4

単位：%

上段円グラフ：「家庭系ごみ」は、家庭系ごみのうち燃やすごみの組成割合を使用。「事業系ごみ」は、事業系ごみのうち焼却工場に搬入されたごみの組成割合を使用。すべて湿基準で表示。
 下段棒グラフ：工場ごみピットより採取したごみのデータを使用。すべて湿基準で表示。

3 処理状況の推移

	ごみと資源の総量	処理内訳																
		ごみ量							資源量									
		家庭系			事業系				計	家庭系								
		焼却	埋立	小計	焼却	埋立	小計	缶		びん	ペットボトル	ガラス残さ	小さな金属類	プラスチック製容器包装	スプレー缶	古紙	古布	
21年度	1,275,444	608,907	2,393	611,299	313,097	5,332	318,429	929,728	10,651	21,604	12,087	5,579	5,124	48,553	546	25,999	3,473	
22年度	1,261,691	600,352	2,527	602,879	306,529	5,123	311,652	914,531	10,489	21,973	12,421	5,435	5,384	48,958	588	17,478	2,551	
23年度	1,281,602	611,344	2,551	613,895	307,247	4,869	312,116	926,011	10,237	22,169	12,649	5,357	5,508	48,173	552	12,502	1,967	
24年度	1,274,815	602,903	2,697	605,600	309,362	4,210	313,572	919,172	9,826	22,001	12,270	5,223	5,318	48,078	634	7,366	1,296	
25年度	1,255,504	589,082	2,810	591,892	305,360	4,165	309,526	901,418	9,654	22,331	12,064	5,224	5,163	48,079	627	2,687	791	
26年度	1,237,516	587,386	2,510	589,895	301,203	5,064	306,267	896,162	9,280	22,101	11,354	5,045	4,970	47,864	676	1,588	614	
27年度	1,235,203	584,356	2,364	586,719	302,268	3,212	305,481	892,200	8,973	22,208	11,410	5,098	4,960	48,217	642	1,463	607	
28年度	1,220,905	580,945	2,113	583,058	301,192	3,248	304,440	887,498	8,762	21,811	11,541	4,727	4,632	47,736	630	1,314	542	
4月	103,346	51,851	204	52,055	23,580	262	23,842	75,898	731	1,851	885	346	423	4,003	41	110	51	
5月	108,381	54,493	227	54,720	25,149	284	25,433	80,153	744	1,789	951	388	452	4,028	64	135	80	
6月	100,192	45,764	178	45,942	26,275	367	26,642	72,584	715	1,775	981	384	365	3,877	41	100	45	
7月	108,864	52,149	163	52,312	27,326	318	27,644	79,956	781	1,781	1,145	422	363	4,034	56	102	35	
8月	103,230	48,866	169	49,035	27,351	282	27,633	76,668	771	1,741	1,188	391	370	4,125	42	109	40	
9月	101,628	47,190	153	47,343	26,673	276	26,949	74,292	807	1,814	1,132	380	371	3,989	61	113	30	
10月	105,027	50,763	170	50,932	25,949	209	26,157	77,090	720	1,741	985	359	398	3,816	45	100	43	
11月	98,999	46,408	157	46,566	24,781	245	25,025	71,591	658	1,692	887	366	371	3,912	56	105	49	
12月	111,287	52,997	215	53,212	26,424	227	26,651	79,864	716	1,899	889	428	461	4,159	61	137	56	
1月	98,467	47,622	146	47,768	22,585	230	22,815	70,583	769	1,965	837	595	367	4,210	49	101	37	
2月	84,923	38,876	149	39,025	20,966	264	21,230	60,255	649	1,856	763	341	305	3,430	60	82	34	
3月	96,561	43,965	182	44,147	24,134	284	24,419	68,565	700	1,901	899	318	386	4,153	53	121	39	

※1 生ごみバイオガス化事業の資源化量と、グリーンコンポストの資源化量の合計です。

※2 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含まれています。

事業系の資源化量は、学校給食および許可を受けた事業者が資源化した量です。

※ 表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

(単位：トン)

資源化量													処理内訳			焼却残さ	
蛍光灯・電球	乾電池	粗大金属	羽毛布団	小型家電	その他※1	小計	資源 集团 回収	事業系※2			計	ごみ量		資源化量	埋立	資源化	
								せん定枝	生ごみ	小計		焼却	直接埋立				計
216	435	6,406	—	—	89	140,762	180,771	17,276	6,907	24,183	345,716	922,003	7,725	929,728	345,716	117,871	10,777
206	435	6,657	—	—	99	132,675	185,791	20,489	8,205	28,694	347,160	906,882	7,649	914,531	347,160	130,392	—
197	480	6,752	—	—	74	126,616	189,534	31,099	8,341	39,440	355,591	918,591	7,420	926,011	355,591	131,403	—
185	464	6,366	—	—	51	119,082	193,178	34,105	9,278	43,382	355,643	912,265	6,907	919,172	355,643	132,696	—
205	485	6,464	—	4	—	113,779	194,336	36,293	9,677	45,970	354,086	894,442	6,976	901,418	354,086	128,547	4,007
175	430	6,115	—	10	—	110,232	186,762	36,215	8,145	44,360	341,354	888,588	7,574	896,162	341,354	105,034	23,737
157	424	5,798	4	10	—	109,971	180,721	43,251	9,059	52,310	343,003	886,624	5,576	892,200	343,003	114,912	15,063
138	403	5,599	21	26	—	107,881	171,363	44,605	9,559	54,164	333,408	882,136	5,361	887,498	333,408	117,005	13,649
125	38	494	1.6	1.0	—	8,987	15,492	2,169	800	2,970	27,448	75,431	466	75,898	27,448	10,078	1,879
115	24	487	1.8	1.6	—	9,157	15,153	3,028	890	3,918	28,228	79,642	511	80,153	28,228	8,354	2,042
111	24	448	1.9	1.7	—	8,769	13,274	4,662	904	5,565	27,608	72,039	545	72,584	27,608	8,899	1,699
95	35	451	1.6	1.2	—	9,215	14,464	4,408	821	5,228	28,908	79,475	481	79,956	28,908	10,332	531
75	24	467	1.4	1.3	—	9,279	13,195	3,426	663	4,089	26,562	76,217	451	76,668	26,562	9,918	48
122	36	441	1.4	1.3	—	9,188	13,690	3,698	760	4,458	27,336	73,863	428	74,292	27,336	10,803	106
105	36	456	1.5	6.8	—	8,718	14,359	4,096	765	4,860	27,937	76,711	378	77,090	27,937	9,783	1,504
123	23	456	1.7	1.6	—	8,591	13,580	4,420	817	5,237	27,408	71,189	402	71,591	27,408	8,696	1,983
114	47	545	2.7	2.3	—	9,417	17,092	4,098	817	4,914	31,424	79,421	442	79,864	31,424	10,734	1,957
165	48	438	1.5	2.5	—	9,440	13,926	3,734	784	4,518	27,884	70,207	376	70,583	27,884	9,248	1,771
124	36	426	1.8	1.9	—	8,004	12,187	3,705	772	4,477	24,668	59,842	413	60,255	24,668	9,165	46
152	32	491	1.8	2.8	—	9,116	14,950	3,163	767	3,930	27,996	68,099	466	68,565	27,996	10,995	82

第3 ごみと資源物の収集

1 家庭系ごみ

平成29年4月1日現在、市内全域の1,665,516世帯を対象に実施しています。

これらの世帯から排出されるごみと資源物について、行政区ごとに18か所の収集事務所や委託事業者が収集を行っています（古紙・古布は除く）。

平成17年4月から市内全域で、分別収集の品目を拡大しました（37ページ参照）。収集品目は10分別15品目であり、収集方法は粗大ごみを除き、集積場所に排出されたごみを収集するステーション方式です。なお、集積場所数は平成29年3月末現在72,679か所です。

(1) 燃やすごみ

週2回（月・金又は火・土）収集し、市内4か所の焼却工場及び市内4か所の中継施設に搬入しています。

主な対象品目は、台所のごみ、おもちゃやプリンターなどのプラスチック製品（50cm未満の物）、少量の木の枝、板などです。中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）又はふた付きの容器で排出します。

(2) 燃えないごみ

週2回（燃やすごみの収集日と同じ日）収集し、市内8か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目はガラス類、陶磁器類、蛍光灯、電球などで、安全のため新聞紙や購入時の箱などで包み、「ガラス」「陶器」など品物名を表示して排出します。

(3) スプレー缶

週2回（燃やすごみの収集日と同じ日）収集し、市内8か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目はヘアスプレー、殺虫剤、カートリッジ式ガスボンベなどです。スプレー缶の中身を完全に出しきり、穴は開けず、中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に、スプレー缶だけをまとめて入れて排出します。


(4) 乾電池

週2回（燃やすごみの収集日と同じ日）収集し、市内1か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象物はマンガン乾電池、アルカリ乾電池で、乾電池だけをまとめて中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に入れて排出します。ボタン型電池や充電式電池は収集しておらず、回収ボックスの設置されている回収協力店にお持ちいただきます。

(5) プラスチック製容器包装


週1回（月～土のいずれか）収集し、市内3か所の中間処理施設に搬入しています。

対象品目は、商品が入っていたもの（容器）や、包んでいたもの（包装）で、中身の商品を取り出した（使った）あと不要になるもので、主にプラスチック製容器包装類のマーク  のあるものが対象となります。

プラスチック製容器包装の中身を使い切ってから中を軽くすすぐ、または拭き取ってから、中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に、プラスチック製容器包装だけをまとめて入れて排出します。

(6) 缶・びん・ペットボトル

週1回（月～土のいずれか）収集し、市内4か所の資源選別施設に搬入しています。

対象品目は、食べ物・飲み物（飲み薬を含む）が入っていた缶とガラスびん及び飲み物・酒・みりん・しょうゆなどが入っていた  マークのあるペットボトルの3品目です。ふたや中ぶたなどは外して中を洗ってから、中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に、缶・びん・ペットボトルを一緒に入れて排出します。

(7) 小さな金属類

週1回（缶・びん・ペットボトルの収集日と同じ日）収集し、市内4か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目は、一番長い辺が30cm未満の大半が金属でできているもので、なべ、フライパン、やかん、ワイヤーハンガーなどです。小さな金属類だけをまとめて、袋に入れずに排出します。ただし、刃物等危険なもの、細かくて散乱する恐れのあるものは新聞紙などで包み、品目名を表示して排出します。

(8) 古紙

対象品目は、新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙の4品目であり、大きさをそろえて紐で十文字にしぼるか、大きさのそろわないものや細かいものは袋に入れて排出します。

※平成26年4月から、市内の家庭から排出される古紙については、原則として資源集団回収により回収されています（ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など戸別収集が必要な場合は、行政による収集を実施しています）。

(9) 古布

主な対象品目は、シャツ・スラックスなどの衣類、シーツ、毛布などで、洗濯してあり、乾いているものを中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に入れて排出します。

※平成26年11月から、市内の家庭から排出される古布については、原則として資源集団回収により回収されています（ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など戸別収集が必要な場合は、行政による収集を実施しています）。

(10) 粗大ごみ

金属製品で一番長い辺が30cm以上のもの、それ以外（木製品やプラスチック製品など）で一番長い辺が50cm以上のものを対象としています。事前申込み制で、電話もしくはインターネットにより受け付け、原則として、戸別に収集を行っています。また、市内4か所に、自己搬入場所を設け、受入れを行っています。

処理は有料となっていますが、生活保護世帯や、障害のある方が属する世帯等に対しては、手数料を減免する制度があります。

なお、家庭から収集した粗大ごみのうち、まだ使うことができる「家具類」などを、リユース品として、イベントや一部の資源循環局関連施設などで展示し、市民の皆さんに提供しています。

リユース品提供状況

（単位：個）

年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総 提 供 数	2,343	3,389	3,759	3,808	3,336
内 常設展示場所	1,976	3,023	3,384	3,466	2,914
内 イベント	367	366	375	342	422

2 家庭系ごみの排出支援に関する取組

(1) ふれあい・粗大ごみ持ち出し・狭あい道路収集

ア ふれあい収集

家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの高齢者や障害のある方などを対象に、玄関先などまで家庭ごみを取りに伺う「ふれあい収集」を平成 16 年度から実施しています。

また、平成 22 年度からは、ごみが出ていない場合の声かけ（安否確認）を開始しました。

イ 粗大ごみ持ち出し収集

粗大ごみを持ち出すことができないひとり暮らしの高齢者や障害のある方などに対しては、自宅内に入って収集する「粗大ごみ持ち出し収集」のサービスを、平成 13 年度から行っています。

ウ 狭あい道路収集

道路が狭く収集車が通行することができないため、集積場所が自宅近くに設けられない地域において、軽四輪車でごみを収集します。

各業務の収集件数推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ふれあい	4,013 世帯	4,801 世帯	5,171 世帯	5,507 世帯	6,214 世帯
粗大ごみ持ち出し	8,048 件	8,776 件	8,493 件	8,319 件	9,525 件
狭あい道路	31,129 世帯 (1,961 箇所)	34,426 世帯 (2,133 箇所)	36,446 世帯 (2,302 箇所)	38,166 世帯 (2,450 箇所)	35,517 世帯 (2,291 箇所)

(2) いわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」に対応するため「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」を制定し、平成 28 年 12 月 1 日から施行し、対策を進めています。

市内の様々な案件の解決に向け、区と局が連携し、福祉的支援を重ね、本人から堆積物撤去の同意を得た案件について、区役所等と協力し排出支援を行っています。

平成 28 年度 いわゆる「ごみ屋敷」対応件数

平成 28 年度に近隣への影響が解消等された件数	平成 28 年度に実施した排出支援の件数
26 件 (条例に基づく排出支援により解消されたものは 8 件)	11 件 (平成 28 年度末時点で 3 件は排出支援継続中)

3 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」とされています。

この規定を受け、横浜市では原則として事業系ごみは収集せず、自己処理するか市から許可を受け

た業者（許可業者）と契約して、資源化又は適正処理することとしています。

なお、事業系ごみは、廃棄物の種類や排出事業者の業種により一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれの許可業者と契約して別々に処理する必要があります。

焼却工場では、資源化可能な古紙等を除く一般廃棄物を受け入れています。

4 動物の死体処理

犬・猫等動物の死体処理は、市民から処理依頼（飼育）、又は連絡（遺棄）により受け付けたものを処理しています。

飼育で合同火葬（出張回収）希望の場合は、手数料（6,500円／個）を徴収しています。

犬・猫等動物の死体処理状況（平成28年度）

（単位：個）

種類	区分	処理個数	内 訳	
			飼 育	遺 棄
犬		666	640	26
猫		6,680	928	5,752
その他		4,533	175	4,358
計		11,879	1,743	10,136

5 ごみ処理原価年度別推移

（単位：円／t）

年 度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
ごみ処理原価	39,210	36,308	36,318	39,116	40,403	
内 訳	収集運搬	26,627	25,398	25,834	27,417	27,163
	処理処分	12,583	10,910	10,484	11,699	13,240

※ ごみ処理原価は廃棄物の収集、運搬、焼却、埋立て、資源化に係る人件費、物件費、減価償却費等から売電収入、国庫補助金等を控除し、ごみ量で除したものです。

第4 ヨコハマ3R夢プランの推進

1 ヨコハマ3R夢プランの概要

市民・事業者の皆さんと協働して大きくごみを減らしてきた「横浜G30プラン」に続くプランとして、平成23年1月に「ヨコハマ3R夢プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）」を策定しました。

「ヨコハマ3R夢プラン」ではG30を礎として、「3R」の推進、とりわけ環境に最も優しいリデュース（発生抑制）の取組を進めることとし、ごみと資源の総量を平成37年度までに10%以上、ごみ処理に伴って発生する温室効果ガスについては、平成37年度までに50%以上削減する目標を設定しました。

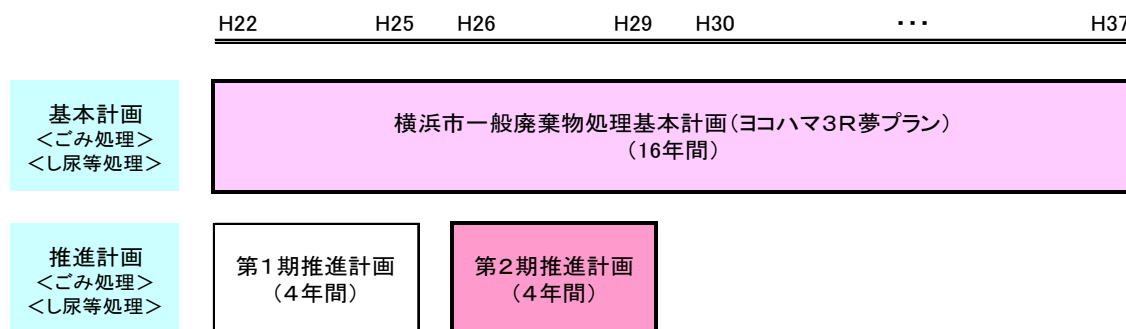
環境負荷の更なる低減を図り、豊かな環境を後世に引き継ぐことで、子どもたちが将来に「夢」を持つことのできるまち横浜の実現を目指し取組を進めます。

平成26年度からは、「第2期推進計画^{※1}」がスタートし、重点事業として位置付けている「食品ロス^{※2}の削減」の取組のほか、生ごみの堆肥化促進やプラスチック類や古紙の分別徹底等の取組について、区や関係局と連携して進めています。

「ヨコハマ3R夢プラン」の3つの目標

- ① 総排出量（ごみと資源の総量）を平成29年度までに5%以上削減、平成37年度までに10%以上削減（平成21年度比）
- ② ごみの処理に伴い排出される温室効果ガスを平成29年度までに25%以上削減、平成37年度までに50%以上削減（平成21年度比）
- ③ 収集・運搬、処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追求

※1 「第2期推進計画」は、平成37年度までを見通した長期的な計画である「ヨコハマ3R夢プラン」を進めるため、平成26年度から平成29年度に取り組む施策を具体的に示した計画です。



※2 食品ロスとは、本来食べられるのにもかかわらず捨てられている食品のことです。何も手が付けられずに廃棄されている「手つかず食品」、食べ残された食品（食べ残し）、皮を厚くむき過ぎたりして過剰に捨てられているもの（過剰除去）があります。

2 平成 28 年度実績

(1) ごみと資源の総量（平成 28 年度目標：21 年度比 4.5%以上削減）

平成 28 年度のごみと資源の総量は、約 122 万 1 千トンで、21 年度に比べ、4.3%の削減となりました。目標の 4.5%の削減には至りませんでした。3R 夢プラン策定以降、最も高い削減率となっています。

ごみと資源の総量（平成 28 年度）

【単位：トン】

	ごみと資源の総量						
		家庭系			事業系		
			ごみ量	資源化量※ ¹		ごみ量	資源化量※ ²
28 年度	1,220,905	862,301	583,058	279,244	358,604	304,440	54,164
21 年度差	▲54,539 (▲4.3%)	▲70,532 (▲7.6%)	▲28,241 (▲4.6%)	▲42,289 (▲13.2%)	15,993 (4.7%)	▲13,989 (▲4.4%)	29,981 (124.0%)
21 年度	1,275,444	932,833	611,299	321,533	342,611	318,429	24,183

※¹ 家庭系の資源化量は、行政が回収した資源化量と資源集団回収量の合計です。

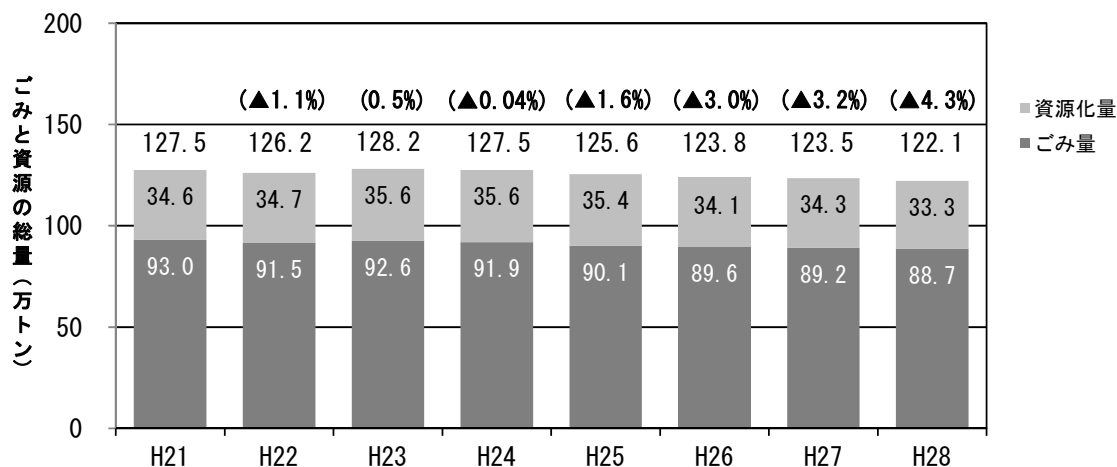
※² 事業系の資源化量は、学校給食残さの資源化量と事業者が生ごみやせん定枝を資源化した量の合計です。

※ () 内数値は、21 年度との比を示しています。

※ 表中の数値は整数表示をしているため、算出した結果が一致しない場合があります。

ごみと資源の総量の推移

() 内数値は 21 年度比



※ 表中の数値は整数表示をしているため、算出した結果が一致しない場合があります。

(2) 市民 1 人あたりのごみと資源の総量

平成 28 年度の市民 1 人あたりのごみと資源の総量（各区総量）は 615 g/日・人で、21 年度に比べ、9.0%削減となりました。

市民 1 人あたりのごみと資源の総量（平成 28 年度）

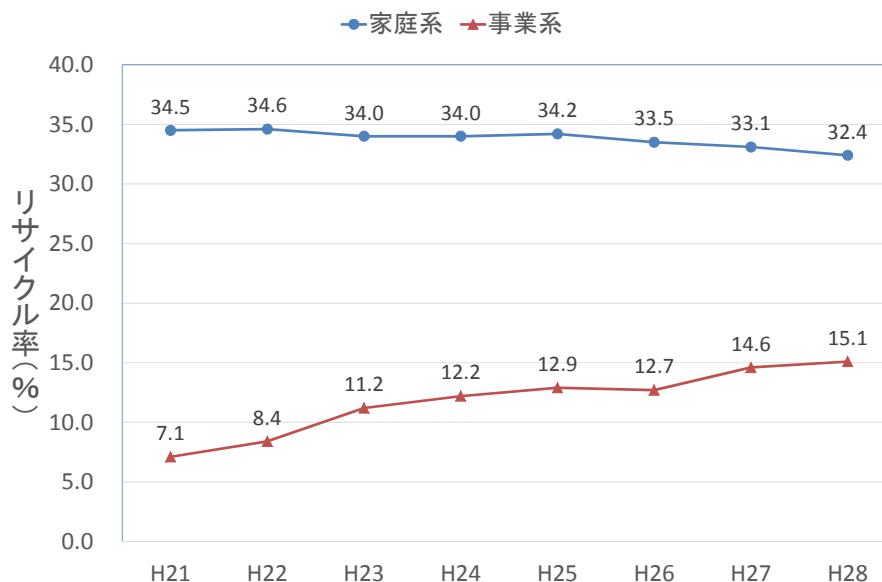
【単位：グラム/日・人】

	ごみと資源の総量			
		ごみ量	資源化量	集団回収
28 年度	615	414	75	126
21 年度差	▲61 (▲9.0%)	▲27 (▲6.1%)	▲25 (▲25.0%)	▲9 (▲6.7%)
21 年度	676	441	100	135

(3) リサイクル率

家庭系のリサイクル率は、平成 21 年度から約 32～34%の間で推移し、ほぼ横ばいとなっていますが、事業系のリサイクル率は、21 年度の約 7%から年々上昇し、28 年度には倍増の約 15%になっています。

家庭系・事業系リサイクル率の推移表



(4) ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス（平成 28 年度目標：21 年度比 20%以上削減）

平成 28 年度の温室効果ガス排出量は、約 27 万 1 千トンで、21 年度に比べ 3.9%の削減にとどまっています。

温室効果ガス排出量（平成 28 年度）

【単位：万 t (CO₂換算)】

		温室効果ガス排出量
28 年度		27.1
	21 年度差	▲1.1 (▲3.9%)
21 年度		28.2

※ () 内数値は、21 年度との比を示しています。

※ 温室効果ガスの算出に用いている「電力の排出係数」が大幅に変動しているため、25 年度から基準年度（21 年度）の排出係数を用いて算出し、補正しています。

※ 温室効果ガス排出量の算出には、ごみの焼却によるものと事務所・工場等の施設運営、収集車等の車両の走行によるものに、ごみ発電による削減効果を加えています。

3 市民・事業者への広報啓発活動

(1) ヨコハマ 3 R 夢プランの PR

市民・事業者の皆さんにヨコハマ 3 R 夢プランの周知を図り、3 R 行動を実践してもらうため、「ヨコハマ 3 R 夢！」をスローガンに各種イベントや広報媒体を活用して PR を行っています。

また、横浜 F・マリノスには、「ヨコハマ 3 R 夢！」広報大使として、様々な広報活動にご協力いただいています。

PR実績（平成28年度）

イベント	各区区民まつり、横浜セントラルタウンフェスティバルY157、かながわ食育フェスタ、簡易包装推進キャンペーン、子どもアドベンチャー2016、スポーツ・レクリエーションフェスティバル2016、はまりんフェスタ、本場まつり、環境絵日記展他
広報	各種交通広告（市営地下鉄、市営バス、シーサイドライン、相模鉄道等）、地域情報紙、新聞、テレビ、広報よこはま、局ホームページ、ツイッター、メールマガジン他

(2) 子どもたちを対象にした事業

ア 「ヨコハマ3R夢！」ポスターコンクール

市内の小・中学生を対象に、「分別と3Rで^{スリーアール}ごみ減量！きれいなまちに。」をテーマにポスターコンクールを実施し、入賞作品の表彰を行っています。

※ 平成28年度実績 表彰総数139点（応募総数1,387点／応募校数169校）

イ 小学4年生用3R夢学習副読本

市内の小学4年生の児童全員（国、県、私立含む）に、授業で^{スリーアール}ごみ処理の流れや3R行動について学ぶ、3R夢学習副読本「つながる未来へ ヨコハマ3R夢！」を配布しています。

ウ 環境学習キッズウェブページ「イーオタウン」

ごみ減量のポイントや資源物のリサイクルの流れなど、アニメーションを多用して楽しみながら学べるウェブページを運営しています。

(3) 啓発拠点

誰もが楽しみながら^{スリーアール}3Rや環境問題について学べるよう、収集事務所^{*}や焼却工場に、ごみの分別パネルや環境に関する情報の展示などを行う啓発拠点を設置しています。

※以下のオ〜キでは3Rについて学べる体験型のメニューを用意しています。

ア 3R夢ひろば 鶴見

所在地 鶴見区末広町1-15-1（鶴見工場内）

TEL 521-2191 FAX 521-2193

ホームページ：

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/tsurumik/tsurukou-hiroba.html>

イ 3R夢ひろば あさひ

所在地 旭区白根2-8-1（旭工場内）

TEL 953-4851 FAX 953-4852

ホームページ：

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/asahik/3rmhiroba.html>

ウ 3R夢ひろば 金沢

所在地 金沢区幸浦2-7-1（金沢工場内）

TEL 784-9711 FAX 784-9714

ホームページ：

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/kanazawak/14slim-hiroba/>

エ 3R夢ひろば つづき

所在地 都筑区平台 27-1 (都筑工場内)

TEL 941-7911 FAX 941-7912

ホームページ:

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/tsuzukik/3rmhiroba/>

オ 3R夢ひろば 港南

所在地 港南区港南台 8-4-41 (港南事務所内)

TEL 832-0135 FAX 832-5204

ホームページ:

http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/konan/works/rec.html#top_1

カ 遊んで♪学んで! 都筑3R夢教室

所在地 都筑区平台 27-2 (都筑事務所内)

TEL 941-7914 FAX 941-8409

ホームページ: <http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/tsuzuki/>

キ プレパーク・さかえ

所在地 栄区上郷町 1570-1 (栄事務所内)

TEL 891-9200 FAX 893-7641

ホームページ:

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/sakae/purepaku.html>

(4) その他

ア 局事業紹介パンフレット「きれいなまちに」

資源循環局が行う事業全般を分かりやすく紹介するパンフレットです。区役所・収集事務所・工場に配架するほか、施設見学会、各種会合等で配布しています(29年度はWEB版のみ作製)。

イ インターネットホームページによる情報提供

資源循環局の業務や3Rに関する情報などを、分かりやすく提供しています。

平成28年度トップページアクセス件数: 約20万件

アドレス: <http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/>

また、ごみの分け方・出し方や分別方法などについて、より簡単・身近に情報提供するツールとしてモバイルサイトを開設(平成20年9月)し、携帯電話からもごみ関連の情報が確認できるように情報発信をしています。

平成28年度トップページアクセス件数(モバイルサイト): 約2万件

アドレス: <http://m.city.yokohama.lg.jp/sj/>

ウ 施設見学会

ごみ処理の実態を学び、ごみ減量の必要性等を理解していただき、3R行動実践のきっかけとなるよう、焼却工場や選別センター等の見学会やイベントに併せた施設見学を実施しています。また、小学4年生が授業の中でごみについて学習することにあわせて、小学校の社会科見学のひとつとして焼却工場の施設見学の受入れを実施しています。

平成28年度 見学件数 618件(うち、学校見学 380件)、イベント件数 11件

エ 横浜市ごみ分別辞典「MIctionary (ミクシヨナリー)」

出したいごみの品名を入力するだけで分別が分かる検索システムを、インターネット上で提供しています(日本語、英語、中国語)。

平成 28 年度 検索性数 約 125 万 2 千件

アドレス：<http://cgi.city.yokohama.lg.jp/shigen/bunbetsu/>

オ スマートフォンアプリによる情報提供

横浜市ごみ分別辞典「MIctionary (ミクシヨナリー)」や、収集曜日をカレンダー設定できる機能など、利便性の高い「横浜市ごみ分別アプリ」と、楽しみながらごみの分別を学べる「横浜市ごみ分別ゲーム」の 2 種類のスマートフォンアプリを提供しています。

平成 28 年度 ダウンロード数 約 3 万 2 千件

(「横浜市ごみ分別アプリ」 約 3 万件 「横浜市ごみ分別ゲーム」 約 2 千件)

カ ソーシャルネットワーキングサービス (ツイッター) による情報提供

平成 24 年 6 月 1 日から環境創造局及び温暖化対策統括本部と共同で、ツイッターの運用を開始しています。当局は記者発表情報といった横浜市が発信する情報をはじめ、エコライフに繋がるイベントの情報や、資源・環境に関する豆知識を発信しています。

アカウント名：横浜環境情報 twitter (@yokohama_kankyo)

フォロワー数 (当アカウント発信情報を受け取っている方の数)：3,096 人 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

4 市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進

(1) 食品ロス・生ごみ削減に向けた取組

ア 食品ロス削減に向けた取組の推進

本市の家庭から出される燃やすごみには年間 87,000 トンもの食品ロスが含まれています。この食品ロスを減らすため、「冷蔵庫10・30運動」や「まるごと旬野菜～使い切りレシピ～」の普及、食材を使い切る「3R夢クッキング」の実施など家庭での食品ロス削減の呼びかけを行っています。平成 29 年度は食の大切さ、食への感謝、地産地消、消費生活等、様々な視点から取組を進め、自ら取り組んでいただけるよう訴えかけていきます。

また、29 年度から食品廃棄物の発生抑制やリサイクルに関する取組が特に優れている事業者を表彰する新たな制度を設けます。

イ 土壌混合法の普及啓発

生ごみの減量に向けた取組の一つとして、土壌混合法の講習会等を行っています。土壌混合法は、プランター等を使用して、家庭から出る生ごみと土を混ぜ合わせ、土中の微生物が生ごみを分解し、栄養分豊かな堆肥に変える方法です。堆肥化した土は花や野菜を植える土として使うことができます（平成 28 年度実績：各区講習会実施回数 計 390 回）。平成 29 年度は、自治会町内会や公園愛護会などの地域団体へ生ごみ処理器の貸出を新たに行い、住民同士で利用していただくことで、地域におけるコミュニティづくりの支援をしていきます。

※ 家庭用生ごみコンポスト容器及び家庭用電気式生ごみ処理器の購入助成については、平成 27 年度をもって終了しました。

ウ 生ごみ資源化調査事業

更なる資源の有効利用と温室効果ガスの削減のため、バイオガス化施設が稼働している他都市の実績やメーカーのバイオガス化技術に関する調査、国の補助制度に関する情報収集などの取組を進め、生ごみのバイオガス化の可能性を検討しています。

エ 「食べきり協力店」事業の推進

焼却される事業系ごみの 3 割以上を占める食品廃棄物の減量化が課題となっています。

そこで、飲食店等の協力をいただきながら、効果的に食べ残しを減らす取組を実践していただける店舗を「食べきり協力店」として登録し、取組内容等をホームページで紹介しています。

今後も「食べきり協力店」の登録店舗拡大に向けた取組を進めるとともに、認知度を上げ、身近な店舗として利用していただけるよう、区を中心とした広報活動を実施していきます。また、市民の心に響き、作り手と利用者がつながるようなキャッチコピーや新たなデザインのステッカー等を作成します。

食べきり協力店取組項目（以下の 5 項目のうち 1 つ以上を実践していただいています。）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・小盛りメニュー等の導入・持ち帰り希望者への対応・食べ残しを減らすための呼びかけ実践・ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施・上記以外の食べ残しを減らすための工夫 |
|---|

食べきり協力店登録状況

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	累計
飲食店	100	320	153	106	57	736
宿泊施設	4	1	1	1	0	7
計	104	321	154	107	57	743

※24年度にモデル事業を行い、25年度から全市展開しています

(2) 環境事業推進委員制度

環境事業推進委員は、市長の委嘱を受けて（任期2年、平成29・30年度：約4,100名）自治会町内会（28年4月1日時点 団体数2,867団体、加入者数1,236,212人）などの地域や行政と緊密に連携し、ごみの減量による脱温暖化に向けた^{スリーアール}3R行動を中心に次のような取組を行っています。

- ・ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動
- ・^{スリーアール}3R活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動
- ・地域清掃活動の推進
- ・清潔できれいな街づくりの推進
- ・地域への情報提供
- ・住民からの相談と行政機関への連絡

また、区ごとに連絡協議会を組織し、情報・意見の交換などを通じて推進委員相互の連携を強化しています。

(3) 横浜環境行動賞「ヨコハマ^{スリム}3R夢」推進者表彰

さまざまな地域活動の中で、「ヨコハマ^{スリム}3R夢」の推進に功労のあった個人・団体・事業者の表彰を行っています。

表彰者数（平成28年度）

区 分	個人	団体	事業者	合計
ヨコハマ ^{スリム} 3R行動推進者	8	7	—	15
^{スリーアール} 3R活動優良事業所	—	—	45	45
一般廃棄物収集運搬業優良事業者	—	—	15	15
清潔できれいな街づくり推進者	29	29	—	58
環境事業推進委員永年在職者	141	—	—	141
合 計	178	36	60	274

※記念講演会

日 時 平成28年11月13日（日）

場 所 南公会堂

講 師 松本 信夫（キエーロ葉山）

参加者 約400名

(4) ヨコハマ^{リデュース} R ひろば

環境に負荷をかけない循環型社会を実現するため、分別・リサイクルはもちろんのこと、^{スリーアール}3 Rのうち、もっとも環境にやさしい取組であるリデュース（発生抑制）について、市民・事業者・行政の三者が協力して推進しています。

誰もが参加できる「ヨコハマ^{リデュース} R ひろば」では、ウェブサイトで情報の受発信を行っており、市民・事業者・行政の三者で構成される「ヨコハマ^{リデュース} R 委員会」では、リデュースに関する提案や相談を受けて、情報の提供、広報、協力者の紹介などを行っています。

平成 29 年度においても、引き続き三者の協力により実現した取組について PR していきます。

ヨコハマ^{リデュース} R ひろば (ウェブサイト <http://www.r-hiroba.jp/>)

ヨコハマ ^{スリム} 3 R 夢パートナー ・サポーター	<p>「リデュースや^{スリーアール}3 Rに取り組もう！」そんな思いを持つ方や事業者等がウェブサイト上で参加登録するしくみです。</p> <p>【ヨコハマ^{スリム}3 R 夢パートナー（事業者・団体）】（平成 29 年 3 月末現在 115 登録）</p> <p>【ヨコハマ^{スリム}3 R 夢サポーター（個人）】（平成 29 年 3 月末現在 552 名）</p>
メールマガジン	<p>^{スリーアール}3 Rに関する最新の情報を届けます。</p>
ヨコハマ ^{リデュース} R 委員会	<p>委員長：筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 西尾チヅル ほか 25 名（平成 29 年 4 月 1 日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議：年 3 回開催予定 <ul style="list-style-type: none"> ※ 平成 28 年度開催数：全体会議 3 回 ・委員会の役割：リデュースの取組実現に向けた支援の調整等
ヨコハマ ^{リデュース} R ひろばブログ	<p>横浜らしく、かつこよく、「もったいない」を楽しむために身の周りのちょっとしたリデュースにつながることを探し、実践・報告するブログです。</p>

5 徹底的なごみの分別とリサイクルの推進

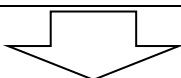
(1) 家庭系ごみ

ア 分別収集品目拡大事業

横浜市では、家庭ごみの減量・リサイクルを推進するため、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、スプレー缶、古紙、古布、燃えないごみの分別収集について、平成17年4月から全市で実施しています。

分別拡大前（5分別7品目）

家庭ごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 ごみ
------	---------------------	------------	-----	----------



分別拡大後（10分別15品目）

燃やす ごみ	プラス チック製 容器包装	スプレ ー缶	古紙(新聞、雑誌・ その他の紙、段ボー ル、紙パック)	古布	燃え ない ごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 ごみ
-----------	---------------------	-----------	-----------------------------------	----	----------------	---------------------	------------	-----	----------

分別収集品目の資源化量（平成28年度実績）

（単位：トン）

プラスチック製容器包装	スプレー缶	古紙	古布	蛍光灯・電球	缶	びん	ペットボトル	ガラス残さ	小さな金属類	乾電池	粗大金属	羽毛布団	小型家電
47,736	630	1,314	542	138	8,762	21,811	11,541	4,727	4,632	403	5,599	21	26

資源化物の売払金額（平成27年度実績）

（単位：千円）

プラスチック製容器包装	スプレー缶	古紙	古布	蛍光灯・電球	缶	びん	ペットボトル	ガラス残さ	小さな金属類	乾電池	粗大金属	羽毛布団	小型家電
98,679	22,605	6,063	19,199	—	801,368	2,861	300,145	—	138,957	—	68,108	15	1,074

※プラスチック製容器包装は指定法人からの再商品化合理化拠出金

※ペットボトルは指定法人からの再商品化合理化拠出金と有償入札拠出金の合計

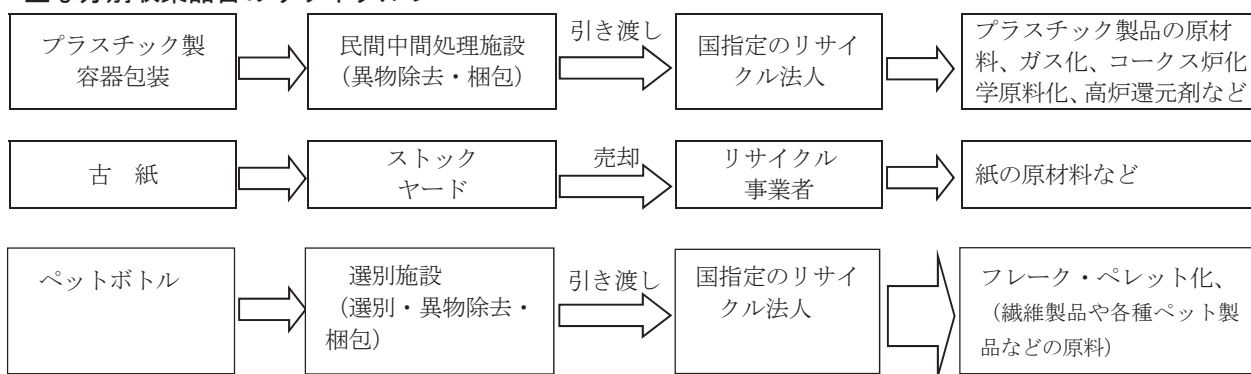
資源化物の中間処理及び資源化委託経費（平成27年度実績）

（単位：千円）

プラスチック製容器包装	スプレー缶	古紙	古布	蛍光灯・電球	缶	びん	ペットボトル	ガラス残さ	小さな金属類	乾電池	粗大金属	羽毛布団	小型家電
1,583,876	96,022	—	—	42,208	1,862,023		81,482	—	17,396	50,630	—	—	

※収集運搬経費は含まない。

主な分別収集品目のリサイクルフロー



※プラスチック製容器包装の市町村負担分は、横浜市が再商品化委託しています。

イ 缶・びん・ペットボトルのリサイクル

家庭から排出された缶・びん・ペットボトルを資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

缶・びんの分別収集は、平成5年3月から30%の世帯を対象に本格的にスタートし、平成6年10月からは市内の45%の世帯に拡大し、平成7年10月からは市内全域で実施しています。

ペットボトルの分別収集は、平成11年2月から緑区・青葉区・都筑区で実施し、平成12年2月には、港南区・戸塚区・栄区・泉区の4区へ拡大、平成13年2月には鶴見区、神奈川区、西区、中区へも拡大し、平成14年3月からは市内全域で実施しています。

収集した缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、ガラスびんのうち無色・茶色以外のその他色のもの（特定事業者負担分）とペットボトルについては、容器包装リサイクル法に基づき指定法人に引き渡し再商品化しています。なお、その他色のガラスびんの市町村負担分は横浜市が再商品化委託しています。

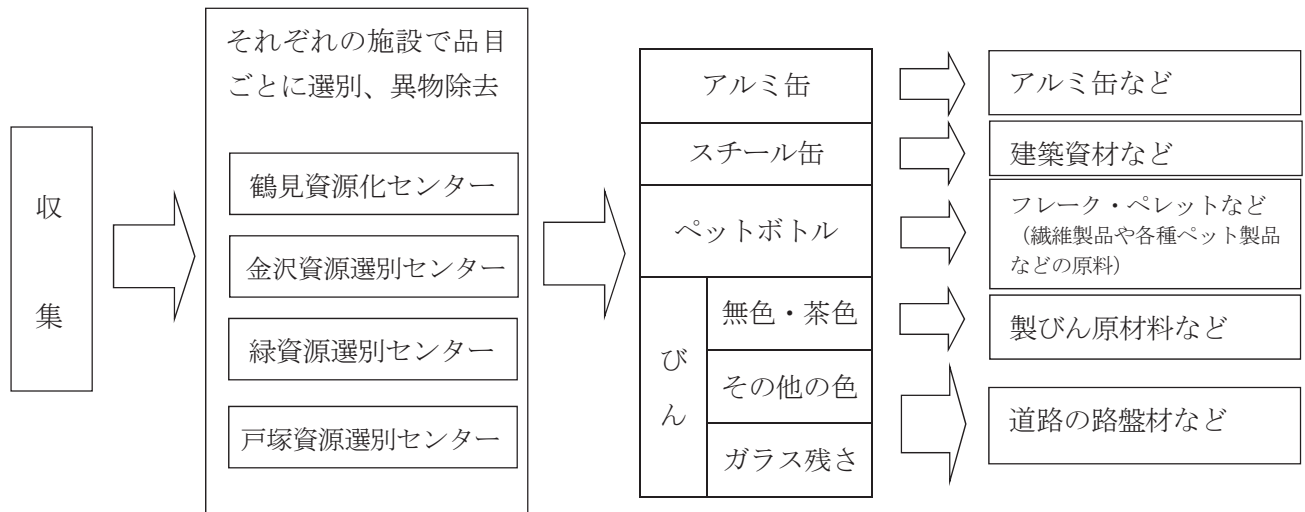
資源化実績（缶・びん・ペットボトル）

（単位：トン）

年 度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
処 理 内 訳	アルミ缶	4,545	4,611	4,563	4,608	4,619
	スチール缶	5,281	5,043	4,717	4,366	4,143
	びん	22,001	22,337	22,107	22,208	21,811
	ペットボトル	12,270	12,064	11,354	11,410	11,541
	ガラス残さ	5,222	5,224	5,049	5,098	4,727
	合計	49,319	49,279	47,790	47,690	46,841

※ 端数処理のため、品目ごとの和と最下段の計が一致しない場合があります。

缶・びん・ペットボトルリサイクルフロー



ウ 古紙及び古布のリサイクル

家庭から排出された古紙及び古布を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

古紙及び古布の分別収集は、平成 15 年 10 月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成 16 年 10 月から実施した 6 区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成 17 年 4 月から全市で実施しています。市内の家庭から排出される古紙については、平成 26 年 4 月から、古布については平成 26 年 11 月から、原則として資源集団回収により回収されています（ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など戸別収集が必要な場合は、行政による回収を実施しています）。

収集した古紙及び古布は、市内 5 か所のストックヤード（一時保管場所）に集め、そこで再資源化業者に引き渡します。引き渡した古紙及び古布は、選別・梱包された後、古紙は製紙メーカーなどで製紙原料としてリサイクルされ、古布は国内及び海外で古着としてリユースされたり、ウエスやフェルトなどの原料としてリサイクルされます。

エ プラスチック製容器包装のリサイクル

家庭から排出されたプラスチック製容器包装を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成 15 年 10 月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成 16 年 10 月から実施した 6 区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成 17 年 4 月から全市で実施しています。

収集したプラスチック製容器包装は、中間処理施設で異物を除去した後に圧縮、梱包し、容器包装リサイクル法に基づき、指定法人に引き渡し資源化しています。なお、プラスチック製容器包装の市町村負担分は、横浜市が再商品化委託しています。

オ 粗大ごみ、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球のリサイクル

家庭から排出された粗大ごみのうち金属類と羽毛布団、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

カ 小型家電リサイクル

平成 25 年 10 月から、携帯電話やデジタルカメラ等の小型家電リサイクル事業を実施しています。

対象は、小型家電リサイクル法施行令に規定されている品目のうち、小型家電回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に入る長さ 30cm 未満の使用済小型家電で、各区の総合庁舎や資源循環局事務

所等に専用の回収ボックスを設置して回収するとともに、18区で行われる区民まつり等のイベント会場でも回収しています。平成29年4月現在、回収拠点は市内65箇所となっています。

また、平成28年5月からはパソコンの回収を開始し、平成29年4月からは、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が実施している「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」（東京2020オリンピック・パラリンピック大会の入賞メダルを、携帯電話等の使用済み小型家電に含まれる金属から抽出した金・銀・銅で製作するプロジェクト）に本市も参加しています。

キ 資源集団回収促進事業

ごみの減量とリサイクル意識の醸成を目的として、紙類、布類、金属類、びん類の回収を、自治会・町内会、子ども会、老人会、PTA等市内約4,200団体が実施しています。

横浜市では、昭和58年度から資源集団回収の拡大に取り組んでおり、平成28年度は、登録団体に対して1kg当たり3円を、登録業者に対しては品目別に市況等を考慮した奨励金を回収量に応じて交付しました。

平成29年度も引き続き奨励金を交付するなど、回収のより一層の促進を図ります。

実施団体数と回収量の推移

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
回収団体（団体）		4,077	4,193	4,212	4,250	4,258
回収量（トン）		193,178	194,336	186,762	180,721	171,363
品目別 回収量	紙類	182,253	182,912	175,552	169,205	160,487
	布類	9,602	9,864	9,644	9,881	9,219
	金属類	1,270	1,490	1,501	1,571	1,591
	びん類	53	70	65	64	67

※ 端数処理により、内訳の合計と回収量が一致しない場合があります

ク 資源回収ボックス

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するため、常設の資源回収拠点を設置し、市民の方々が持ち込む資源物を回収しています。

「港南資源回収センター」では、新聞、雑誌、その他の紙、段ボール、紙パック、布類、缶・びん・ペットボトルを回収しています。

また、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど94か所に設置した「資源回収ボックス」では、新聞、雑誌・その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

ケ センターリサイクル

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。

平成17年度からは、全収集事務所（緑区のみ長坂谷ヤード）において、資源物の受入れをしています。資源物の回収だけでなく、職員による分別方法の説明やアドバイスを行い、「ヨコハマ3R夢」等をPRしています。

コ 集合住宅対策

分別ルールの徹底・定着に向け、ルールが守られていない集合住宅を対象に、管理会社等に対して改善の取組への協力を依頼しています。

また、分別ルールが守られていない集合住宅について、要望に応じて早朝啓発や分別説明会等の啓発・指導を集中的に実施しています。

サ 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、分別にご協力いただいている多くの市民の皆さまが不公平感を抱かず、今後も意欲的に分別していただけるよう、繰り返し指導などを行っても分別しない方に対して罰則（過料 2,000 円）を科す制度を平成 20 年 5 月 1 日から実施しています。

制度適用状況（平成 28 年度）

調査した 集積場所数（延べ）	指導	勧告	命令	過料
22,849 か所	1,825 件	1 件	0 件	0 件※

※ 制度施行以降の累計件数：2 件（平成 21 年度）

シ 廃棄物及び資源物の持ち去り禁止

平成 25 年 4 月 1 日より「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正が施行され、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることは禁止されています。条例に違反した場合、20 万円以下の罰金に処されることがあります。

それに伴い、持ち去り対策としてパトロールを実施しています。

ス 水銀含有製品の回収に向けた取組（回収期間 平成 29 年 7 月 3 日～12 月 28 日）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部施行に伴い、家庭にある不要な水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計について、区役所、収集事務所及び、回収に協力をしていただける薬局またはドラッグストアに、専用の回収ボックスを設置し、期間限定で拠点回収します。回収場所は、区役所・資源循環局収集事務所で 36 箇所、薬局・ドラッグストアで 422 箇所となっています。

(2) 事業系ごみ

ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ

各種業界の会議等に出向くなど、様々な機会をとらえて、ごみ減量・リサイクルの実践について働きかけを行っています。

※ 事業者への働きかけ（平成 28 年度実績）：20 回 6,403 名

イ 立入調査

事業用大規模建築物の所有者は、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき年 1 回、減量化・資源化等計画書を提出することになっており、これに記載されている内容と実際の取組状況等について立入調査を行い、減量・リサイクルと適正処理を指導します。さらに、台帳に基づき、中小事業所への電話や訪問による現況確認を行っています。

事業用大規模建築物等立入調査及び中小事業所調査等実績

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
大規模建築物数	2,785	2,800	2,792	2,784	2,825
立入調査件数	891	878	902	882	878
中小事業所調査等件数	3,488	3,859	2,198	2,084	3,049

ウ 焼却工場での搬入物検査

焼却工場での搬入物検査を恒常的に実施し、古紙等の資源物や廃プラスチック類等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに資源化ルートへの誘導等を行います。

また、問題の見受けられた収集運搬業者や排出事業者等へ立入調査を行い、分別の徹底について指導しています。

搬入物検査実績

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
検査台数	188,243	184,958	187,160	190,894	187,692
指導台数	606	1,028	1,031	969	577
持ち帰り台数	66	63	27	38	71

エ 分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度

事業者には、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、ごみの分別区分や排出方法のルールを守ることを義務づけるとともに、繰り返し指導を行ってもルールを守らない事業者に対して改善を促し、最終的には罰則（過料 2,000 円）を科す制度を平成 20 年 5 月 1 日から実施しています。

制度適用状況（平成 28 年度）

調査した事業者数（延べ）	指導	勧告	公表	命令	受入拒否	過料
3,937 か所	417 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

オ 「市役所ごみゼロ」の推進

横浜市役所も一排出事業者として全職員にごみの発生抑制や分別を働きかけ、施設から排出されるごみの減量・適正処理に取り組んでいます。

(ア) ルート回収

市施設等の廃棄物処理委託を一本化することで、分別・排出のルールを共通化し、全職員に普及しています。

市役所ごみゼロルート回収 排出量・参加施設数の推移

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
排出量（トン）	9,146	8,902	8,990	8,961	8,769
参加施設数	1,313	1,310	1,313	1,302	1,295

(イ) 各職場における3R行動の推進

各部署において分別排出の状況を把握し取組目標を設定して実行する「オフィス3R夢プラン」を策定し、四半期ごとの状況チェック、研修会、区局訪問等を通じて、各部署における3R行動の推進を目指しています。

6 環境に配慮したごみ処理の推進

(1) 焼却処理

横浜市では、鶴見工場、旭工場、金沢工場及び都筑工場の4工場で、減量化、資源化してもなお残る可燃ごみの全量を焼却処理しています。

現在稼働中の焼却工場は、高性能な設備を備え、ろ過式集じん器（バグフィルター）、排ガス脱塩設備、脱硝設備、排水処理設備等を設けるなど公害防止にも細心の注意を払い、さらに工場建物自体のデザインを地域の景観と調和するよう創意工夫し、敷地内には植樹などを施して緑化に努めています。

なお、保土ヶ谷工場については、平成22年度から一時休止しており、工場の既存施設を利用した中継輸送施設を整備し、効率的な収集体制を確保しています。

工場別焼却量 (単位：トン)

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
鶴 見 工 場	282,575	237,674	265,196	275,573	270,559
保土ヶ谷工場	—	—	—	—	—
旭 工 場	129,921	126,587	126,685	135,894	135,071
金 沢 工 場	283,836	304,943	295,893	292,160	293,334
都 筑 工 場	215,933	225,238	200,815	182,997	183,172
合 計	912,265	894,442	888,588	886,624	882,136

※保土ヶ谷工場は、平成22年3月に休止。

焼却工場における排出ガス中のダイオキシン類濃度 (単位：ng-TEQ/m³)

工場名	号炉	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
鶴 見	1	0.0065	0.00053	0.0039	0.000014	0.0011
	2	0.0011	0.0000054	0.00028	0.00028	0.0022
	3	0.0040	0.0092	0.00013	0.000013	0.0022
保土ヶ谷	1	通年稼働停止	通年稼働停止	通年稼働停止	通年稼働停止	通年稼働停止
	2					
	3					
旭	1	0.000035	0.00071	0.0014	0.0020	0.000040
	2	0.00015	0.0000066	0.00016	0.0062	0.00034
	3	0.00064	0.00014	0.00090	0.00079	0.0011
金 沢	1	0.0000063	0.00016	0.000011	0.000048	0.000072
	2	0.0000080	0.0000028	0.000082	0.0016	0.0012
	3	0.00013	0.0000026	0.0000012	0.00000048	0.0040
都 筑	1	0.051	0.000056	0.0046	0.0042	0.025
	2	0.085	0.00081	0.015	整備中	0.018
	3	0.022	0.025	0.015	0.050	整備中

・排出基準 1ng-TEQ/m³ (金沢工場は、0.1ng-TEQ/m³)

(2) 焼却工場の余熱利用

現在横浜市内で稼働中の4つの焼却工場（鶴見工場、旭工場、金沢工場、都筑工場）では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを有効に活用するとともに、財源の確保を図っています。

焼却工場では、ごみ焼却に伴い発生する蒸気を、工場内の機器、冷暖房に利用するほか、工場に併設した余熱利用施設（温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設（ふれーゆ）等）に供給しています。

また、蒸気タービン発電機による発電を行っており、発電された電力を工場内の機器運転や照明に利用するほか、各工場の余熱利用施設、北部第二水再生センター、北部及び南部汚泥資源化センターに供給し、更に、余剰電力を電気事業者に売却しています。

平成 28 年度の売却電力量は約 7 万千世帯が、1 年間に消費する電力となります。売電収入は、約 30 億円の収入になりました（平成 28 年度の売電収入は、平成 28 年 3 月～平成 29 年 2 月分の合計になります）。

発電実績（平成 28 年度） (単位：kWh)

	総発電電力量	内 訳		
		所 内 消 費 量	余熱利用施設等	売 電 電 力 量
鶴見工場	97,682,270	31,691,065	3,172,487	62,818,718
旭工場	47,916,070	17,229,596	488,830	30,197,644
金沢工場	136,260,490	54,683,430	1,465,820	80,111,240
都筑工場	64,735,500	19,314,286	2,060,390	43,360,824
計	346,594,330	122,918,377	7,187,527	216,488,426

注) 鶴見工場の所内消費量には鶴見資源化センター消費量、金沢工場の所内消費量には金沢資源選別センター消費量を含みます。

鶴見工場及び金沢工場の売電電力量は環境創造局への売電電力量分を含みます。

(3) 焼却工場の維持管理

焼却工場を適切に管理し、安全で安定した稼働を行うため、定期的に焼却炉やボイラー等の補修を行っています。

また、稼働後 25 年を目途に老朽化の著しい主要設備を更新する、長寿命化対策工事を順次行っています。平成 29 年度は、4 カ年で行っている都筑工場での長寿命化対策工事が完了し、鶴見工場では、工事に向けた調査を進めます。

焼却工場の維持管理費（平成 27 年度） (単位：千円)

	工場運営費	工場補修費	長寿命化対策事業	排ガス処理施設等整備事業
鶴見工場	599,421	436,506	—	56,506
旭工場	350,376	598,082	—	67,399
金沢工場	545,539	650,812	—	—
都筑工場	437,504	444,793	2,468,802	61,290

(4) 焼却灰の有効利用

ごみの焼却処理により生じる焼却灰を資源化することは、最終処分場の延命化につながることから継続的に実施していく事が大切です。資源化の手法については、溶融処理やセメント原料化等があり、平成 28 年度は金沢工場での灰溶融処理と、民間によるセメント原料化を実施しました。

なお、金沢工場灰溶融設備は 28 年度をもって休止とし、民間による資源化を継続的に実施していきます。

資源化手法	金沢工場 溶融処理	民間による セメント原料化
資源化量	12,503	1,146

(5) 埋立処分

現在、横浜市では南本牧ふ頭にある廃棄物最終処分場で、一般廃棄物と産業廃棄物の埋立処分を行っています。

このうち第 2 ブロック処分場については、平成 5 年度から埋立てを開始し、26 年度からは、処分場の容量を増やす高密度化工事により延命化を図り、29 年度末で埋立てを終了する予定です。

また、新たな廃棄物処分場である第 5 ブロック処分場を 29 年 10 月に開設します。

南本牧廃棄物最終処分場と既に埋立てを終了した神明台処分場などで、排水処理施設により、処分場から発生する浸出水の適正な浄化処理を行うとともに、定期的に水質、土壌等の環境調査を実施するなど、周辺環境に影響を与えないよう環境保全に努めています。

廃棄物埋立量（単位：トン）

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
一般廃棄物	139,603	135,523	112,618	120,496	122,374
産業廃棄物	87,080	11,246	9,877	12,924	13,716
合 計	226,683	146,769	122,495	133,420	136,090

(6) 廃棄物減量化・資源化技術等の調査・研究

廃棄物の更なる減量化や資源化、適正処理の推進等に関する技術の調査・研究を行っています。

(7) 排出禁止物・適正処理困難物

横浜市では、有害性物質を含むもの、著しく悪臭を発するもの、危険性のあるもの、容積又は重量の著しく大きいもの、その他本市の行う処理に著しい支障を及ぼすものを排出してはならないこととしています(例えば、タイヤ、オートバイ、消火器、化学薬品、バッテリー、塗料等)。

また、家電リサイクル法に基づき、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの 4 品目は市が収集しない品目(排出禁止物)になっています。

さらに、家庭で使用しているパソコンは平成 15 年 10 月から製造事業者による自主回収・リサイクルが義務づけられたため、排出禁止物に指定しました(ただし、28 年 5 月から小型家電リサイクルとしての回収を始めました)。

なお、スプリングマットレスは処理が困難なことから、適正処理困難物として指定しています。

今後も、県内や首都圏の自治体とも連携して、事業者の団体等に働きかけ、回収等の一貫した処理システムの構築を求めています。

(8) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導

事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬や処分を業として行う者に、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を行っています。

また、許可をした業者には、事業系ごみの減量・リサイクル及び適正処理が推進されるよう適宜指導を行っています。

一般廃棄物処理業者数

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
収集運搬業	116	117	116	121	121
処分業	13	13	12	12	12

7 環境にやさしい、きれいな街づくりの推進

「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向け、街の美観や快適な生活環境を損なう空き缶等の散乱防止対策、不法投棄防止対策及び放置自動車対策を行っています。

(1) クリーンタウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向けて、クリーンタウン横浜事業を実施しています。

この事業では、清潔な街をつくるため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区として指定し、歩道等の清掃と路上違反広告物の除去を一体的に行う「クリーンアップ事業」を実施しています。

各区では、美化推進員による清掃活動やポイ捨て防止の指導を行っています。

また、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るとともに、屋外での分煙や吸い殻のポイ捨ての防止を図るため、横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸駅周辺地区、新横浜駅周辺地区の6地区を喫煙禁止地区に指定しており、地区内では職員が巡回し、違反者には2,000円の過料を適用しています。喫煙禁止地区以外の地域では、各区美化推進重点地区を中心に、歩きたばこ防止パトロールを実施し、歩行喫煙の防止等についての周知・指導を強化しています。

29年度に戸塚駅周辺、30年度に二俣川駅周辺を新たに喫煙禁止地区とするため、指定に向けた取組を区役所などと連携し進めています。

さらに、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴い増加が見込まれる来街者向けに、喫煙所の拡充や多言語表示などの整備を進めています。

美化推進重点地区における活動状況（平成28年度）

※都心部及び各区美化推進員数は平成29年4月1日時点

重点地区数	全26か所 都心部：6か所（横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、山下・元町地区、伊勢佐木・野毛地区・新横浜地区） その他各区主要駅周辺：20か所
面積	都心部：443ha その他各区主要駅周辺：501.2ha
都心部美化推進員数	20人（うち、喫煙禁止地区内の指導員：18人）
各区美化推進員数	81人
各区美化推進員による、歩行喫煙者等への指導	890件（喫煙禁止地区内の処分適用件数は別途下表のとおり）
歩道清掃（清掃日数）	12日～156日

喫煙禁止地区における活動状況（平成28年度）

喫煙禁止地区数	<6か所> 横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸駅周辺地区、新横浜駅周辺地区
合計面積	約25ha
美化推進員数	20人
過料処分適用件数	1,681件

(2) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として、不法投棄されたごみの早期撤去を行うほか、不法投棄されやすい地域での夜間監視パトロールの実施や警報装置の活用など、防止策の強化を図っています。

また、各区では、地域の実情に応じた不法投棄防止策の実施や、広報よこはま区版を活用しての不法投棄防止の広報を行っています。

不法投棄防止実績

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
夜間監視パトロールの実施	延 705 日	延 600 日	延 220 日	延 60 日	延 60 日
警報装置	55 台	54 台	54 台	54 台	55 台
防止立て看板の作成	250 本・脚有 303 枚・脚無	1,575 枚 (プラスチック製)	—	53 本・脚有 58 枚・脚無	10 本 (木製脚有) 25 本 (木製脚無) 760 枚 (プラスチック製)
※不法投棄処理	約 1,160t	約 1,458 t	約 1,421 t	約 1,376 t	約 1,326 t

※ 処理実績については、委託（大規模、放置自動車周辺ごみ）による処理量を含みます。

(3) 放置自動車の処理

放置自動車の撤去処理については、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき実施しています。

処理にあたっては、市民の方々からの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去をさせるほか、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたもの、及び本来の用に供することが困難であることが明らかと市長が認めたものについて、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

放置自動車処理実績

(単位：件)

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
発見・通報	151	152	114	126	85
委員会諮問	57	50	51	54	35
諮問不要	4	8	4	0	2
横浜市撤去	63	50	52	46	29
自主撤去	104	99	73	80	66

※ 撤去については、発見・通報をした年度を越えて実施している場合があります。

第5 し尿処理

1 収集処理の状況

本市の、し尿処理方法は、「くみ取りで処理するもの」と「水洗化処理（下水道処理又は浄化槽処理）によるもの」に大別されます。

平成 28 年度末におけるし尿処理状況は、本市人口約 373 万人のうち、くみ取り処理約 0.07%、浄化槽処理約 0.31%と推計されます。

2 終末処理の状況

平成 28 年度のし尿及び浄化槽汚泥等の収集量は 33,242k1 で、全量を磯子検認所で受入れ、前処理をした後、環境創造局水再生センターへ圧送し、最終処理をしました。

3 浄化槽

浄化槽は、公共下水道処理区域以外でトイレを水洗にするための設備です。平成 28 年度に申請受理した基数は 43 基で、その設置累計は 7,170 基です。

横浜市では、これらの浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるよう「浄化槽法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建築基準法」等に基づいた指導を行い、生活環境の保全に努めています。

(1) 浄化槽設置の手続き

ア 建築確認申請等を要する場合

人員算定、浄化槽の構造等の内容について業務課浄化設備係で審査を行います。浄化槽設置者は審査終了後、建築確認申請書に浄化槽関係書類を添えて建築局建築安全課又は指定確認検査機関に提出します。

イ 建築確認申請等を要しない場合

古い浄化槽から新しい浄化槽に入れ替えるなど、建築確認を必要とせずに浄化槽を設置するときは、浄化槽設置者は浄化槽設置届出書（正・副各 1 通）を業務課浄化設備係に提出します。

(2) 設置指導及び工事検査

浄化槽の新設・変更について、関係法令等に基づいて浄化槽設置の審査・指導及び工事完了検査を行っています。

平成 28 年度に行った浄化槽設置の審査・指導及び工事検査等件数は 252 件です。

(3) 維持管理指導

浄化槽の機能を最大限に発揮させ、悪臭・水質汚濁等を未然に防ぎ、生活環境の保全を図るため、維持管理指導を行っています。また、これらの維持管理指導の際には、リーフレット「暮らしの中の浄化槽」を有効に活用し、市民の啓発に努めています。

また、平成 29 年 4 月 1 日現在、浄化槽の清掃業許可業者（18 社）が清掃を実施しており、清掃の励行と確認のため清掃後にステッカー「浄化槽清掃済証」を貼るように指導しています。

平成 28 年度指導実績

ア 浄化槽立入指導

浄化槽管理者に対する相談処理、法定受検指導及び定期検査に基づく改善等立入指導（58 基）

イ 大型浄化槽を主体とした水質検査の実施・指導（128 基）

ウ 清掃業者等関係業者の指導（1 件）

4 し尿・浄化槽等汚泥収集状況

（単位：k l）

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
し 尿 収 集 量	7,664	7,392	7,303	7,408	7,173
浄化槽汚泥等収集量	27,041	27,318	27,062	27,334	26,069
総 収 集 量	34,705	34,710	34,365	34,742	33,242

5 公衆トイレ・災害対策用トイレ

(1) 公衆トイレの維持管理

市内には資源循環局管理の公衆トイレが、平成 29 年 4 月 1 日現在 78 か所あります。清掃は原則 1 日 1 回、日曜を除く週 6 回行い、清潔の保持に努めています。一部の公衆トイレでは 1 日 2 回の清掃や、火曜・木曜を除く週 4 回、または日曜を含む週 7 回の清掃を行っています。

(2) 公衆トイレの整備

老朽化が進んだ和式便器や、臭気の原因となる FRP 製便器の更新等、市民や来街者が安心して利用できる環境を計画的に整備しています。

また、ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、競技会場周辺の公衆トイレの大規模改修を行うとともに、地域から要望のあった公衆トイレについて、区局で連携して整備を進めています。

(3) 災害対策用トイレ

地震等の災害時のし尿処理対策として地域防災拠点等に災害対策用トイレを配備しています。（一部の地域防災拠点等には下水直結式仮設トイレの整備をすすめています。）

第6 産業廃棄物

1 産業廃棄物

(1) 発生状況と処理状況

「産業廃棄物」は大企業や大規模工場だけでなく、身近な様々な事業所からも排出され、種類が多く、処理方法も多様です。

平成27年度の横浜市における産業廃棄物発生量(推計)は、約1,001万トン(前年度比3.1%減少)です。このうち、中間処理等による減量化量は約622万トン、再生利用量は約335万トン、埋立や海洋投入により最終処分される量は約46万トンとなっています。

産業廃棄物の発生量と処理状況の変化

(単位：万トン)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
発生量	1,102	1,093	1,111	1,033	1,001
減量化量	707	713	717	681	622
再生利用量	2,88	2,919	2,884	2,910	335
最終処分(埋立、海洋投入)が必要な量	1,07	87	104	61	46

(2) 産業廃棄物の処分状況

最終処分の方法としては、埋立処分と海洋投入処分の2つの方法があります。

平成28年度に市内で埋立処分された量は、17,370トンでした。内訳は、処分業者による処分3,654トン、市による処分13,716トンとなっています。

一方、海洋投入処分された量は、246,330トンで、その種類は建設汚泥(非水溶性無機性汚泥)です。

市内で埋立中の産業廃棄物最終処分場は、民間処理業者が設置した施設が1施設、公共関与による施設が1施設あります。平成28年度末現在、公共関与の最終処分場については残容量が少なくなっています。

なお、我が国では海洋投入処分を禁止するロンドン条約^(※)の批准をしており、海洋投入処分量削減に向け、平成29年4月より許可申請者が、海洋投入処分を行う者から、建設汚泥が発生する工事を発注した者に変更されました。

※ロンドン条約

「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」(ロンドン条約)は、国際的に海洋投棄に関する規制を取り決め、陸上発生廃棄物の投棄による海洋汚染の防止を目的として、1972年(昭和47年)に採択され、1975年(昭和50年)に発効。日本は1980年(昭和55年)に批准。

また、廃棄物等の海洋投棄及び洋上焼却を原則禁止とする「ロンドン条約96年議定書」が2006年(平成18年)に発効。

2 第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（産廃^{スリム}3R夢プラン）

横浜市では、市内で発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理を進めるため、本市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化し示した「横浜市産業廃棄物処理指導計画」を、昭和60年から5年ごとに策定しており、現在は第7次計画（平成28年3月策定、計画期間 平成28年度～32年度）に沿って取組が行われています。

【目標】

1 更なる^{スリーアール}3Rの推進

持続可能な循環型社会を実現するためには、産業廃棄物の最終処分量を削減する必要があります。多量排出事業者等が行う発生抑制、再使用、再生利用の取組を支援していきます。

最終処分率を平成32年度において、4%以下とすることを目指します。

2 適正処理の徹底

良好な生活環境を保全していくためには、有害物質が後世の環境に悪影響を及ぼさないように努めていく必要があります。そのため、産業廃棄物の適正処理指導を徹底するとともに、建設系廃棄物を過剰に保管する事業者に対する保管基準の遵守を指導していきます。

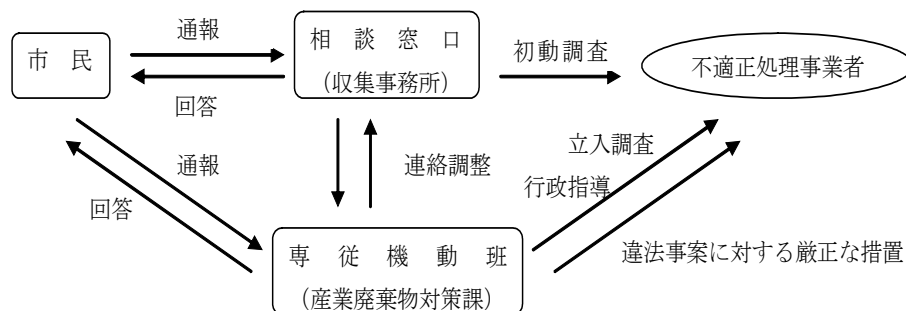
3 大規模災害への備え

大規模災害時でも廃棄物を適正に処理し、速やかな復興を実現するためには事前の準備が重要です。

災害廃棄物の処理手順の検討等に取り組むことにより、大規模災害時でも適正かつ迅速に災害廃棄物の処理ができる体制を整備します。

3 不適正処理の監視・指導

平成17年4月1日から、不適正処理に対して迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に産業廃棄物の相談窓口を開設しました。また、産業廃棄物対策課に県警OB職員を中心とする専従機動班を設置し、事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の適正処理監視・指導の強化を図っています。



苦情件数の推移

(単位：件)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
件数	97	108	55	38	30

4 排出事業者指導

市内に約 13 万ある事業所の中から、特に重点的に指導する事業所を定め、計画的に立入指導を行っています。対象となるのは、有害な物質を含む汚泥・燃え殻等の廃棄物を排出する可能性のある事業所や、感染性廃棄物・アスベスト等特殊な廃棄物を発生する事業所などであり、立入指導対象事業所約 8,700 を中心に立入検査を行い、廃棄物の発生状況の確認や適正処理のための指導を行います。また、汚泥・燃え殻等については抜取調査を行い、処分基準を超えていないかどうかを確認しています。平成 28 年度の事業所立入数は 593 件、分析調査は延べ 25 検体行いました。

また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に基づいて、毎年 1 回、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出している約 440 事業所を対象に、処理に関する報告書を徴収しています。徴収した報告書は、事業所を指導するための資料として活用するとともに、産業廃棄物の発生量・処分量の把握や将来推計等に使用しています。

平成 29 年度も事業者指導強化対策として、引き続き、解体工事現場や砕石処理施設等への立ち入り等の指導を強化する等、再生砕石への石綿（アスベスト）含有産業廃棄物の混入防止を徹底しています。また、建設工事に伴い生じる産業廃棄物の保管場所の届出制度の円滑な運用を進め、適正処理に向けた指導を強化しています。

5 PCB 廃棄物適正処理の推進

市内の PCB 廃棄物のうち、高濃度 PCB 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社の東京 PCB 廃棄物処理施設及び北海道 PCB 廃棄物処理施設において、低濃度 PCB 廃棄物は廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設において順次処理されています。

保管事業者に対しては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法で定められる処分期間内に適正処理するよう指導するとともに、処理が行われるまでの間、法令及び平成 24 年 4 月に施行（平成 29 年 6 月に改正）した横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱に基づき、適正に保管・管理するよう指導しています。また、未把握の PCB 廃棄物や PCB 含有製品について、掘り起こし調査を実施しています。

この他、適正な保管が困難な事業者等の PCB 廃棄物が優先して処理されるように引き続き関係機関と調整を進めています。

6 処理業者指導

産業廃棄物処理業は、「産業廃棄物」の収集運搬業と処分業、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分業の 4 種類の許可区分に分類されます（処分業とは、焼却・破砕などの中間処理業及び埋立・海洋投入の最終処分業です）。

(1) 許可件数の推移

(単位：件)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
新規	9 (2)	6 (1)	7 (0)	9 (2)	17 (1)
変更	15 (1)	29 (5)	16 (0)	15 (0)	13 (4)
更新	87 (8)	72 (14)	96 (8)	124 (13)	93 (8)
合計	111 (11)	107 (20)	119 (8)	148 (15)	123 (13)

() は内数＝特別管理産業廃棄物処理業、許可件数は許可内容（業の種類）ごとに集計

(2) 産業廃棄物処理業許可業者数（平成 29 年 3 月 31 日時点）

年度 許可内容	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
収 集 運 搬	1,822	1,355	812	299	270
収 集 運 搬 中 間 処 理	65	64	61	59	61
中 間 処 理	55	58	62	67	64
収 集 運 搬 最 終 処 分	0	0	0	0	0
中 間 処 理 最 終 処 分	1	1	1	1	1
最 終 処 分	2	2	2	1	1
合 計	1,945	1,480	938	427	397

(3) 実績の報告

処分業者から実績報告書の提出を求め、廃棄物の処理量等処理実績の把握を行っています。

(4) 立入指導

産業廃棄物の適正処理推進のため、処理業者に対して現地審査や立入指導を行っています。

7 最終処分指導

市内で埋立処分、海洋投入処分される汚泥、燃え殻、鉍さい、ばいじん等の環境に与える負荷の高い廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析報告書により基準を満たしていることの確認をしてから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令等に基づく処分基準、承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立終了後の処分場についても、浸出液処理設備の維持管理や跡地整備に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

8 公共関与による処理処分施設

横浜市では公共事業の円滑な推進や市内中小企業の排出事業者責任に基づく適正処理を補完するため、平成 5 年から南本牧廃棄物最終処分場において、産業廃棄物の受入れを行っています。

9 建設リサイクル法等に係る事務

建設系廃棄物の再資源化を進めるため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく届出書の審査及び現場パトロール等により、分別解体等の指導を行っています。また、建築物等の解体における石綿対策等について指導を行っています。

さらに、建設リサイクル法では対象外となっている床面積の合計が 80 m²未満の建築物の解体工事についても、平成 17 年 11 月に「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、届出書の審査及び現場パトロール等により分別解体等及び石綿対策等の指導を行っています。

届出等の件数

(単位：件)

年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
法	届出	7,351	7,593	6,893	7,437	7,733
	通知	1,309	1,270	1,248	1,308	1,200
計		8,660	8,863	8,141	8,745	8,933
要綱		1,564	1,643	1,354	1,488	1,441
計		10,224	10,506	9,495	10,233	10,374
現地指導調査		426	406	413	401	406

10 自動車リサイクル法に係る事務

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)が施行され、平成16年7月1日から使用済自動車の解体業や破砕業に対する許可制度が実施されました。

さらに、平成17年1月1日から使用済自動車の引取業の登録制やリサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行されました。

また、許可を取得した事業者に対しては許可基準が遵守され、環境への影響が起きないように指導しています。

登録・許可業者数(平成29年3月末現在)

登録業者		許可業者	
引取業	533	解体業	38
フロン類回収業	78	破砕業	10

11 戸塚区品濃町最終処分場対策

戸塚区品濃町最終処分場では、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれを除去するため、産廃特措法に基づく「実施計画」に従い、施設の運転や管理等を行政代執行しています。

平成29年度は、処分場に設置されている井戸からの揚水や排水処理等を実施します。

また、実行者への費用求償を引き続き行います。

第7 東日本大震災後の対応

1 放射線対策

東日本大震災による原子力発電所事故を受けて、ごみの処理・処分を行っている施設における放射性セシウムの濃度や空間線量の測定、焼却灰からの放射性セシウムの溶出防止対策等を行っています。

(1) 焼却工場での測定結果

ア 焼却灰（主灰、飛灰）※¹

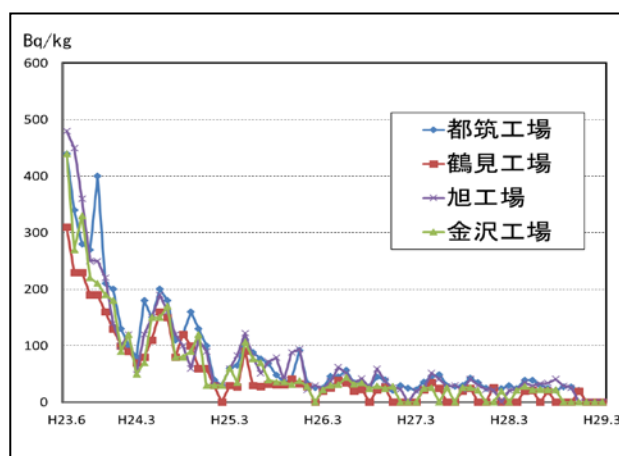
平成23年6月から全工場で放射性セシウム（Cs-134及びCs-137）の測定を始め、埋立の基準※²である8,000Bq/kgを下回っています。

主灰の放射性セシウム（Cs-134とCs-137の合計）の測定結果

（単位：Bq/kg）

	H23年 6月	H29年 1月	H29年 2月	H29年 3月
鶴見工場	310	不検出	不検出	不検出
旭工場	480	不検出	不検出	不検出
金沢工場	440	不検出	不検出	不検出
都筑工場	440	不検出	不検出	不検出

定量下限 Cs-134、Cs-137：それぞれ20Bq/kg

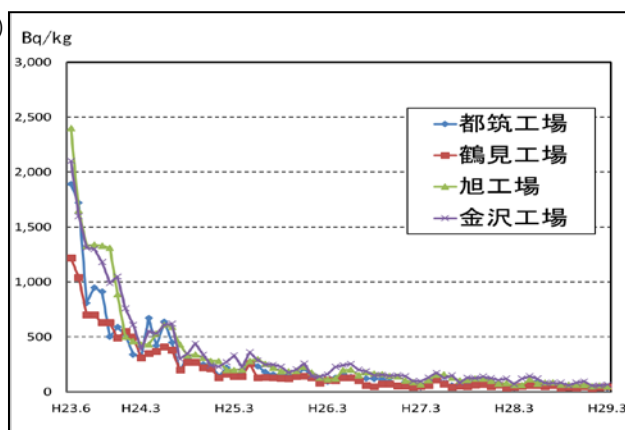


飛灰の放射性セシウム（Cs-134とCs-137の合計）の測定結果

（単位：Bq/kg）

	H23年 6月	H29年 1月	H29年 2月	H29年 3月
鶴見工場	1,220	31	39	49
旭工場	2,400	51	57	52
金沢工場	2,100	56	58	67
都筑工場	1,890	45	40	36

定量下限 Cs-134、Cs-137：それぞれ20Bq/kg



※1 「主灰」及び「飛灰」

「主灰」とは、ごみを焼却した際の燃え殻のことです。また「飛灰」とは、排ガス中に含まれるばいじんが大気中に排出されるのを防ぐために設置しているろ過集じん機(バグフィルタ)で捕集したばいじんを薬剤等で処理したものです。

※2 埋立の基準

放射性物質汚染対処特別措置法（以下、「特措法」という）では、事故由来放射性物質であるCs-134及びCs-137の合計が8,000Bq/kgを超えた場合は、「指定廃棄物」として国が処理することとしています。8,000Bq/kg以下については、廃棄物処理法に基づき処理できることとされています。

イ 排ガス

平成 23 年 8 月に旭工場から放射性セシウム (Cs-134 及び Cs-137) の測定を始め、10 月以降は全工場にて測定しており、全て不検出 (定量下限値未満) となっています (濃度限度^{※3}は Cs-134 で 20Bq/m³、Cs-137 で 30Bq/m³ 定量下限値はそれぞれ 2Bq/m³)。当該測定は、平成 29 年 3 月をもって終了しました。

ウ 工場排水

平成 23 年 8 月から全工場にて放射性セシウム (Cs-134 及び Cs-137) の測定を始め、平成 23 年 9 月に鶴見工場にて Cs-137 が 13Bq/L 検出されましたが、それ以外は全て不検出 (定量下限値未満) となっています (濃度限度^{※3}は Cs-134 で 60Bq/L、Cs-137 で 90Bq/L 定量下限値はそれぞれ 10Bq/L)。当該測定は、平成 29 年 3 月をもって終了しました。なお、工場排水は、旭工場、金沢工場及び都筑工場では場内で再利用しているほか、鶴見工場では下水道へ放流しています。

エ 敷地境界等での空間線量

平成 23 年 7 月から全工場の敷地境界及び工場内の飛灰処理作業場所等で空間線量測定を行っており、市内で継続的にモニタリングしている地点での測定値と同レベルとなっています。なお、当該測定は、工場内の飛灰処理作業場所の一部を除き平成 29 年 3 月をもって終了しました。

(2) 最終処分場での測定結果

ア 排水

平成 23 年 6 月から神明台処分地及び南本牧最終処分場について、排水処理施設の流入水及び放流水に含まれる放射性セシウム (Cs-134 及び Cs-137) の測定を行っており、全て不検出 (定量下限値未満) となっています (濃度限度^{※3}は Cs-134 で 60Bq/L、Cs-137 で 90Bq/L 定量下限値はそれぞれ 10Bq/L)。なお、神明台処分地での測定は平成 28 年 3 月をもって終了しました。

イ 周辺海水・地下水

平成 23 年 6 月から南本牧最終処分場周辺海水、9 月から神明台処分地周辺地下水の放射性セシウム (Cs-134 及び Cs-137) の測定を行っていますが、全て不検出 (検出下限値未満) となっています (濃度限度^{※3}は Cs-134 で 60Bq/L、Cs-137 で 90Bq/L 検出下限値はそれぞれ 1 Bq/L)。なお、神明台処分地周辺地下水の測定は平成 28 年 3 月をもって終了しました。

ウ 敷地境界等での空間線量

平成 23 年 7 月から最終処分場の敷地境界や埋立場所、神明台スポーツ施設で空間線量測定を行っており、市内で継続的にモニタリングしている地点での測定値と同レベルとなっています。なお、神明台処分地での測定は平成 28 年 3 月をもって終了しました。

※3 濃度限度

特措法施行令で定められた特定一般廃棄物・特定産業廃棄物を処理する焼却工場や最終処分場では、処理に伴い発生した排ガスや排水に含まれる原発事故由来の放射性セシウムの濃度を監視することで施設周辺の大気や、河川等の公共の水域において、それぞれの 3 か月間の平均濃度の下表の濃度に対する割合の和が、1 を超えないようにすることと定められています。

	Cs-134	Cs-137
空気中の濃度限度	20Bq/m ³	30Bq/m ³
公共の水域の濃度限度	60Bq/L	90Bq/L

(3) 焼却灰からの放射性セシウム溶出防止対策

ア 焼却工場における対策

工場で発生した飛灰は、水と接触すると放射性セシウムを溶出しやすいことから、ろ過式集じん器（バグフィルター）の前でゼオライト（吸着剤）を噴きつけ、さらに混練機にベントナイト（吸着剤）を添加する溶出防止対策を平成24年4月から全工場で実施しています（図-1）。

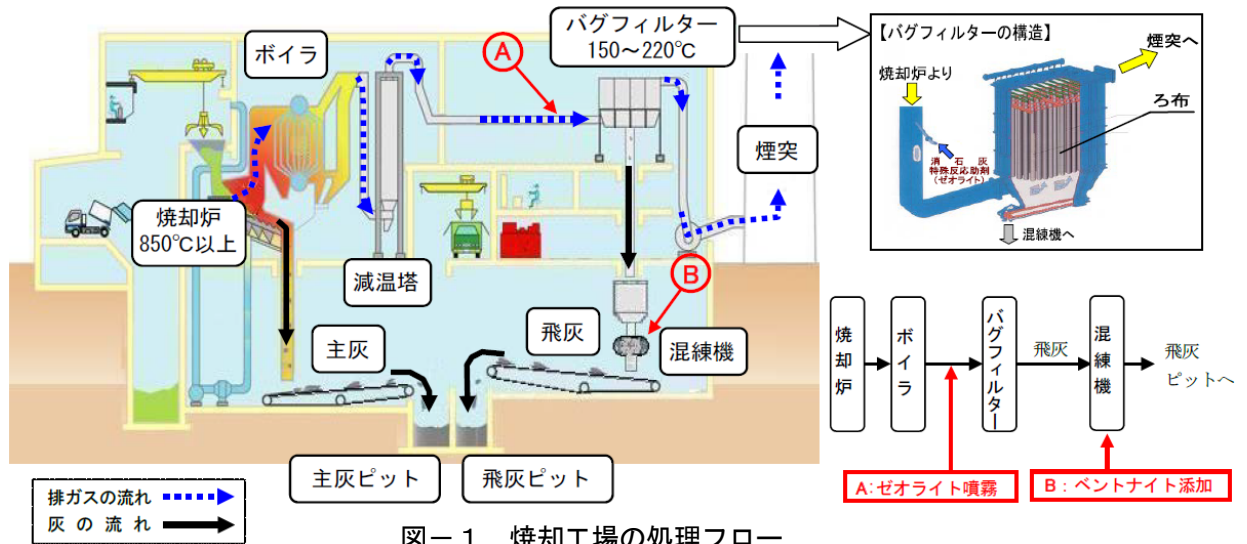


図-1 焼却工場の処理フロー

イ 南本牧最終処分場における対策

飛灰からの放射性セシウム の溶出を防止するため、高密度化工事等により飛灰の分離立てを継続して実施しています (図-2)。

さらに、処分場排水処理施設における放射性セシウム除去対策として、活性炭吸着塔6塔のうち2塔に活性炭の代わりにゼオライトを充填するとともに、第二凝集沈殿槽にゼオライト粉末液を添加し、セシウムを除去して汚泥として回収できるように施設を改修し、セシウムの吸着機能を高める対策を行っています (図-3)。

なお、これらの設備は、通常時は使用せず、処分場内水中のセシウム濃度が上昇した場合に稼働させます。

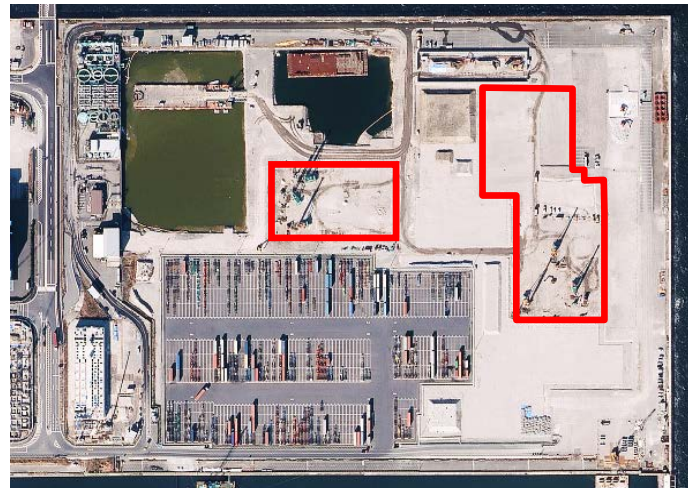


図-2 高密度化工事実施場所

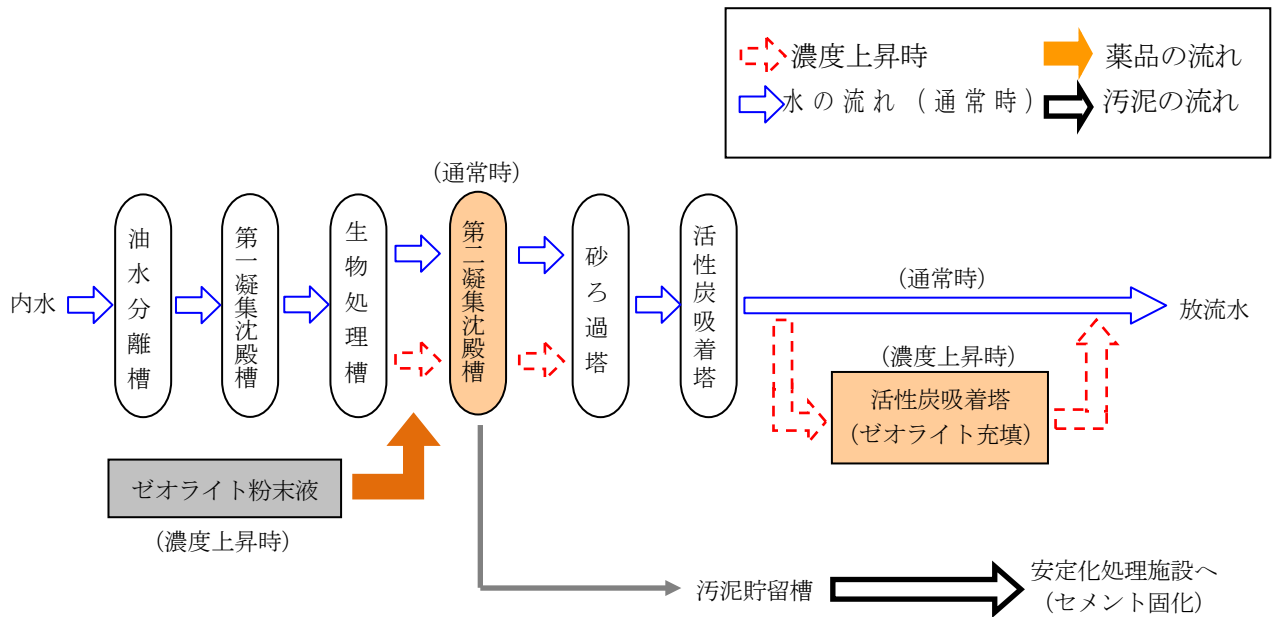


図-3 排水処理のフロー

第8 災害に対する備え

1 防災訓練

東日本大震災、熊本地震など大規模災害では、大量にがれき等の災害廃棄物が発生し、その処理・処分に時間を要したことが、復旧・復興の妨げになりました。また、災害時のトイレが確保されない、トイレの使用を控えるために水を飲まないで避難所生活を続けることになり、水分不足によってエコノミークラス症候群をはじめ、心筋梗塞や脳梗塞を引き起こす危険が高まります。

そこで、災害廃棄物（し尿を含む）に対処する手順を確認するため、資源循環局では独自の防災訓練を毎年実施しています。

2 横浜市災害廃棄物処理計画の策定

横浜市には、これまでの大規模災害において、他都市の廃棄物の収集運搬などを支援した豊富な実績やノウハウの蓄積がある一方で、防災計画の中で災害廃棄物について一部記載はあるものの、体系的な取組としては必ずしも十分ではありません。また、昨今の被災地の教訓なども取り入れた計画の見直しは必要不可欠です。

そこで、大規模災害発生時の災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を目標とした「横浜市災害廃棄物処理計画」を策定するための作業を進めています。

3 民間団体との災害時の協定

災害時には、大量の災害廃棄物が発生します。災害に備えて、すべてを横浜市単独で行うのは、空間的にも金銭的にも困難です。また、廃棄物の発生種別の視点で考えるとし尿や生活ごみに加えて倒壊家屋から発生するがれきまで、処理フローの視点で考えると備蓄、仮置場、収集、運搬、資源化、処分と災害廃棄物に関連する事項は多種多様で、民間事業者のもつノウハウを活用することは、迅速な復旧・復興には不可欠です。

資源循環局では、災害時に備えて、事前に想定される課題について、民間事業者との間で、各種協定を結んでいます。

直近では、大規模災害の発生に伴い、膨大に排出される災害廃棄物を被災現場から速やかに撤去し、復旧・復興を早急に進めるのに必要不可欠な仮置場の確保を目的として、平成28年度に市内3大学と災害廃棄物の仮置場の設置協力に関する協定を締結しました。

災害時の協定一覧（平成 28 年度末時点）

	名称	民間事業者名	概要
災害廃棄物一般	地震等大規模災害時における建築物等構造物の解体撤去の協力に関する協定	一般社団法人神奈川県建物解体業協会	建築物等の解体・撤去、災害廃棄物の撤去
	地震等大規模災害時における損壊家屋等の解体撤去の協力に関する協定	一般社団法人横浜建設業協会	建築物等の解体・撤去
	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定	公益社団法人神奈川県産業資源循環協会	災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分、 災害廃棄物の仮置場の管理・運営
	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定	横浜市一般廃棄物許可業協同組合	災害廃棄物の撤去及び収集・運搬
焼却処理	横浜市資源循環局ごみ焼却施設の災害時における応急措置の協力に関する協定	J F E エンジニアリング株式会社 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 日立造船株式会社 一般社団法人 横浜管機設備協会	ごみ焼却施設に重大な被害を受けた場合の応急措置の協力
し尿処理	災害時における簡易式トイレパック提供協力に関する協定	株式会社ニード 株式会社 ケンユウ 株式会社総合サービス まいにち株式会社	災害時の簡易式トイレパック（携帯トイレ便袋）の提供
	災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定	日野興業株式会社 ベクセス株式会社 株式会社アクティオ 株式会社レンタルのニッケン 旭ハウス工業株式会社 横浜支店 グランド産業株式会社	災害時に必要な仮設トイレの提供
仮置場	大規模災害時における災害廃棄物の仮置場の設置協力に関する協定	国立大学法人横浜国立大学 学校法人横浜商科大学 公立大学法人横浜市立大学	市の仮置場提供の要請に対する可否決定及び要請に応ずる場合の協議実施等

第9 廃棄物分野における国際協力

資源循環局では、海外諸都市における廃棄物に関する課題解決に貢献するため、海外からの視察の受入や、これまで横浜が培ってきた経験や分別・リサイクルのノウハウ、市民・事業者・行政が協働して進める3Rの取組の紹介等を行っています。また、国際会議等にも積極的に参加しています。

視察の受入実績

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度※
件数(人数)	18件(148人)	16件(299人)	12件(139人)	12件(171人)	14件(203人)

※7月末までの累計

1 Y-PORT 事業の推進

(1) ベトナム社会主義共和国ダナン市への協力

平成28年8月に、ダナン市での分別促進事業がJICA草の根技術協力事業に採択され、29年6月にはダナン市職員などの関係者を対象とした分別・リサイクル業務などの研修を本市において実施しました。今後、技術協力に向けた公民連携の取組として、市内企業14社にも協力いただきながら、事業を進めていきます。

【JICA 草の根技術協力事業】

事業名：家庭系廃棄物の分別促進モデル事業「ヨコハマG30／3R夢（スリム）の水平展開」

実施期間：平成29年3月～32年3月

目標：モデル地区における3R推進に向けたアクションプランの策定、ごみ分別に係る市民意識の向上、リサイクル・廃棄物管理システムの導入

(2) フィリピン共和国セブ市への協力

市内企業が、本市との合同現地調査やJICAの普及・実証事業などを経て、廃プラスチックを選別・粉砕し、石炭の代替燃料を製造するリサイクル事業を現地で展開しています。同企業は、環境省の支援のもと、平成29年5月に新たな廃プラスチックリサイクル工場を整備しました。最終処分場のひっ迫などの廃棄物課題に対し、引き続き、同企業の経験なども生かしながら、セブ市への支援などを進めます。

2 アフリカの廃棄物管理向上への協力 ～アフリカのきれいな街プラットフォーム～

平成29年4月、環境省・JICAが、国連環境計画(UNEP)・国連人間居住計画(UN-HABITAT)・横浜市・アフリカ24か国と共同で、アフリカ各国・都市における廃棄物に関する知見・経験の共有、人材育成、優良な取組の提示・適用等を行うための場としてプラットフォームを設立しました。

横浜市は、ごみ問題で豊富な経験を持つ都市として、日本の自治体としては唯一、プラットフォームに参加しており、受け入れ研修の場として選ばれました。今後、アフリカ各国・都市からの研修生を受け入れる予定です。

第10 研 修 ・ 厚 生

1 職員研修

各種研修を実施することにより、職員の資質向上に努めています。

- ・ 技能職員研修
- ・ 資源循環局指導員研修
- ・ 人権啓発研修
- ・ 新採用及び局転入職員研修
- ・ 普通救命講習（平成16年2月から、救急救命技術をマスターするために実施）
- ・ 応急手当普及員講習（平成16年5月から実施し、各事務所に配置）
- ・ 資源循環研修会

2 衛生管理

資源循環局の業務特性から、職員の健康確保のため、総務局にて実施する定期健康診断に加え、作業内容に応じた特別健康診断を実施します。

- (1) 特別健康診断等
じん肺健康診断、腰痛健康診断、破傷風予防接種
- (2) その他
作業用被服のクリーニング、救急薬品の配付

3 事故防止対策

労働衛生教育や研修等の諸施策を講じ、事故防止に努めています。

- (1) 労働衛生教育等
交通事故防止研修、安全作業研修
- (2) 諸施策
安全衛生委員会、交通事故防止連絡会

第 11 公益財団法人横浜市資源循環公社

公益財団法人横浜市資源循環公社は、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理等並びに地球温暖化対策に関する諸事業を行うことにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会及び低炭素社会の形成に寄与することを目的に、事業を行っています。

1 概要

(1) 設立年月日

昭和 55 年 10 月 1 日

※ 平成 24 年 4 月 1 日付けで、公益財団法人に移行。

(2) 所在地

横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地の 56

横浜市みなとみらい 21・クリーンセンター 6 階

(3) 基本財産（平成 29 年 4 月 1 日現在）

10,000 千円

2 業務内容

(1) 資源選別施設管理運営業務

分別収集により集められた資源物（缶・びん・ペットボトル等）の選別・資源化施設の管理運営を行っています。

(2) 南本牧廃棄物最終処分場管理運営業務

南本牧廃棄物最終処分場の管理及び搬入される廃棄物の検査・検量・埋立処分・処分費の徴収等を行っています。

(3) 粗大ごみ自己搬入ヤード等管理運営業務

市民が直接粗大ごみを持ち込むストックヤードや港南資源回収センター、リユース品のストックヤードの管理運営を行っています。

(4) 輸送事務所管理運営業務

横浜市が収集した家庭ごみを効率的に搬送するため、大型車に積み替えて焼却工場へ運搬する輸送事務所の管理運営を行っています。

(5) リユース食器貸出業務

リユース食器の貸出業務及び啓発イベントの開催、イベントへのブース出展等の啓発活動を行っています。

(6) 廃棄物処理施設を建設する地方自治体への技術支援業務

焼却施設や資源化施設等の廃棄物処理施設を建設する地方自治体から依頼を受け、施設の建設や運転等に精通する職員を派遣して技術的な助言や支援を行います。

(7) 貨物コンテナ用シャーシ置き場貸付業務

南本牧廃棄物最終処分場陸地化部分の一部をコンテナ用シャーシの置き場として貸し付けを行っています。

(8) クリーンセンター管理運營業務

横浜市みなとみらい 21・クリーンセンタービルの管理運営を行っています。

(9) 廃棄物管路収集施設管理運營業務

みなとみらい 21 地区から排出される廃棄物を、空気の流れを利用した輸送システムにより収集する廃棄物管路収集施設の管理運営を行っています。

(10) 神明台処分地管理業務

神明台処分地の管理を行っています。

(11) 搬入土砂監視検査業務

大黒ふ頭及び幸浦の中継所において、建設発生残土の受入・監視・検査を行っています。

第12 手数料関係

1 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用

種別	取扱区分	手数料及び費用		徴収方法
		通常の場合 額	特別に計算する場合 額	
動物の死体 及びし尿以外 の一般廃棄物	第26条第1項第4号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	1個につき 6,500円		その都度徴収する。
	(1) 第26条第1項第3号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	便器1基につき 3,000円		収集し、運搬し、及び処分する前に、納付書(第50号様式)または納入通知書により徴収する。
	(2) 第26条第1項第5号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	1キログラムにつき 26円		(1) 2か月を1期とし、納入通知書により徴収する。 (2) その都度徴収する。
動物の死体 及びし尿以外 の一般廃棄物	(3) 家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合	事業系一般廃棄物の性状、排出方法等を勘案して市長がその都度定める額	5割相当額	(3) 収集し、運搬し、又は処分する前に、粗大ごみ納付書(第50号様式)により徴収する。
	(1) 市長が指定する横浜市の施設に搬入された一般廃棄物を横浜市が処分する場合	1キログラムにつき 13円		その都度徴収する。
	(2) 前号の場合において、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき	1立方メートルにつき 3,250円	処理が通常の方法により難しい場合	
産業廃棄物	(1) 南本牧廃棄物最終処分場以外の横浜市の施設で処分する産業廃棄物	1キログラムにつき 13円		その都度徴収する。
	(2) 前号の産業廃棄物のうち、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの	1立方メートルにつき 3,250円	処理が通常の方法により難しい場合	
	(1) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する政令第6条第1項第3号-Iに掲げる産業廃棄物又は建設工事に伴い発生する土砂を主成分とする汚泥	1キログラムにつき 13円		5割相当額
	(2) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物のうち、前号の産業廃棄物以外のもの	1キログラムにつき 15円50銭		その都度徴収する。

2 ごみ処理手数料の推移

区分 施行期	単 位	ごみ処理手数料	備 考
昭和 26. 9	2 斗入(4.5kg)	5 円	昭和 26. 8 市じん芥条例の制定
29. 10	〃	5 円	昭和 29. 10 清掃法施行に伴う市条例の制定
33. 12	5 キログラム	5 円	昭和 33. 10 計量法改正に伴う改正
37. 4	1 キログラム	70 銭	昭和 37. 4 市清掃条例等改正(但し一般家庭は無料)
40. 8	〃	1 円	昭和 40. 8 市清掃規則の一部改正
41. 4	〃	2 円	昭和 41. 4 市清掃条例、規則の一部改正
47. 2	〃	〔処分地搬入 1 円 50 銭〕 〔工場搬入 2 円〕 6 円	昭和 46. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定
49. 4	〃	〔処分地搬入 2 円〕 〔工場搬入 3 円〕 7 円	昭和 49. 2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
51. 4	〃	(施設搬入 3 円 50 銭) 11 円	昭和 50. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 51. 1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
53. 4	〃	(施設搬入 5 円) 15 円	昭和 52. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
59. 2	〃	(施設搬入 6 円) 17 円	昭和 58. 10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 58. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
平成 5. 4	〃	(施設搬入 9 円 50 銭) 26 円	平成 4. 9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の制定
9. 1	〃	粗大ごみ 1 キログラムにつき 26 円を基準として規則で定める	平成 8. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正
13. 4	〃	(施設搬入 13 円)	平成 12. 12 〃 平成 13. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 規則の一部改正

3 動物死体処理手数料の推移

区分 施行期	単 位	動物死体処理手数料	備 考
昭和 26.9	1個につき	200円	昭和29.10 清掃法 昭和30.1 業者委託
41.4	〃	400円	昭和41.4 市清掃条例、規則の一部改正
47.2	〃	500円	昭和46.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定
51.4	〃	1,200円	昭和50.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和51.1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
52.4	〃	1,500円	昭和52.2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
53.4	〃	2,000円	昭和52.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
59.2	〃	2,500円	昭和58.10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和58.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
平成 5.4	〃	3,000円	平成4.9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の制定
13.4	〃	4,500円	平成12.12 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正 平成13.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部改正
17.4	〃	6,500円	平成17.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正